

基 発 0 8 0 4 第 1 号
平成 2 3 年 8 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の施行
及び労働保険事務組合に対する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の
延長期日を定める件並びに労働保険事務組合報奨金交付要領の改正について

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 101 号。以下「申請期限延長省令」という。)及び労働保険事務組合に対する報奨金の交付要件の算定の基準となる日の延長期日を定める件(平成 23 年厚生労働省告示第 273 号。以下「算定基準日延長告示」という。)については、本日、別添 1 及び別添 2 のとおり公布され、申請期限延長省令は同日から施行されることとなった。

また、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 75 号)及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 43 号)の内容については、「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の制定について」(平成 23 年 3 月 31 日基発 0331 第 5 号。以下「報奨金政省令改正施行通達」という。別添 3。)により既に通知したところである。

さらに、以上の関係法令の改正及び制定等を踏まえ、今般、労働保険事務組合報奨金交付要領(以下「交付要領」という。)を別添 4 のとおり改正することとした。

これら申請期限延長省令及び算定基準日延長告示並びに交付要領の改正内容は、下記のとおりであるので、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、交付要領の新旧対照表を別添 5 として添付するので、参考とされたい。

記

I 申請期限延長省令及び算定基準日延長告示関係

1. 申請期限延長省令について

(1) 内容

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(平成 23 年厚生労働省告示第 66 号。以下「納期限延長告示」という。)により、岩手県、宮城県及び福島県の労働保険料及び一般拠出金(以下「労働保険料等」という。)の法定納期限が延長されているこ

とを受け、下記 2. の算定基準日の延長と併せて、平成 23 年度の報奨金の交付申請期限を平成 24 年 1 月 31 日とすることとした。

なお、青森県及び茨城県については、下記 2. の延長後の算定基準日が平成 23 年 7 月 29 日であり、労働保険事務組合が報奨金の交付申請の準備を行うために必要な期間は確保されていると考えられるので、申請期限については、原則どおり 9 月 15 日とする。

(2) 施行日

申請期限延長省令は、公布の日から施行することとした。

2. 算定基準日延長告示について

納期限延長告示及び青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（平成 23 年厚生労働省告示第 180 号）により、労働保険料等の納期限が、青森県及び茨城県においては平成 23 年 7 月 29 日に、岩手県、宮城県及び福島県においては別途告示により指定する期日（以下「別途指定期日」という。）まで延長されていることを受け、報奨金の交付要件の算定基準日を、青森県及び茨城県においては平成 23 年 7 月 29 日に、岩手県、宮城県及び福島県においては平成 23 年 12 月 28 日（別途指定期日が同日前の期日となる場合には、当該期日）とした。

II 交付要領の改正

1. 報奨金の交付目的の追加

「労働保険事務組合に対する報奨金制度の見直しについて」（平成 22 年 10 月 28 日 22 検第 650 号。以下「会計検査院の意見表示通達」という。）により、会計検査院から、報奨金の交付目的を明示するよう意見表示がなされたことを受け、報奨金の交付目的が、「労働保険事務組合の労働保険事務及び一般拠出金事務の適正な遂行の労に報い、もって労働保険料及び一般拠出金の収納率を高く維持すること」であることを明記した。

2. 報奨金制度の見直しを受けた改正（報奨金政省令改正施行通達記の 1 及び 2 関係）

(1) 労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率の引下げについて

労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率を、改正前の 100 分の 2.5 から、100 分の 2 とした。

(2) 労働保険料に係る報奨金の額の上限について

労働保険料に係る報奨金の額について、1,000 万円（平成 23 年度においては 3,000 万円、平成 24 年度においては 2,000 万円）を上限とした。

(3) 労働者数が 16 人以上の事業に係る特例措置の廃止について

報奨金の額の算定の基準となる、前年度に使用した労働者数が 16 人以上の事業のうち、当該前年度の直前の過去 3 年度のいずれかの年度において労働者数が 15 人以下であった事業については、特例措置として報奨金の額の算定の対象としていたところであるが、当該特例措置が廃止されたことを受け、関連する規定を削除した。

3. 東日本大震災に係る労働保険料等に関する特例措置を受けた改正（申請期限延長省令及び算定基準日延長告示等関係）

(1) 申請期限及び算定基準日の延長

報奨金の申請期限については、岩手県、宮城県及び福島県においては、平成 24 年 1 月 31 日とし、算定基準日を、青森県及び茨城県においては、平成 23 年 7 月 29 日、岩手県、宮城県及び福島県においては、平成 23 年 12 月 28 日（別途指定期日が同日前の期日となる場合には、当該期日）とした。

(2) 交付要件における算定の特例

報奨金の交付の要件の算定基準となる、前年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係る確定保険料又は当年度の一般拠出金から、労働保険料等の免除（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 81 条及び第 84 条に基づく労働保険料及び一般拠出金の免除をいう。）、納期限の延長（岩手県、宮城県及び福島県において、平成 22 年度確定保険料及び平成 23 年度一般拠出金の申告はなされたが、納期限延長告示により期限が延長されているため、算定基準日において納付されていない場合をいう。）又は労働保険料等の納付の猶予（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 30 条（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 38 条第 1 項において準用する場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づく納付の猶予（東日本大震災に係るもの）をいう。）の対象となった労働保険料等（以下「免除等の対象となった労働保険料等」という。）を除くこととした。

(3) 報奨金の額の算定の特例

報奨金のうち、定率部分に係る額の算定において、その算定基礎となる前年度の労働保険料及び当年度の一般拠出金に、免除等の対象となった労働保険料等を含めることとした。

4. 区分経理の実施内容の追加

会計検査院の意見表示通達により、会計検査院から、労働保険事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底し、国から支出された報奨金の使途の透明性を確保するよう意見表示がなされたことを受け、平成 24 年度以降の報奨金の

交付申請における区分經理の取扱いを、交付要領の別添として追加した。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治三十五年三月十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

目次

〔省 令〕

○労働保険事務組合に対する報奨金に
関する省令の一部を改正する省令
（厚生労働一〇一）

〔告 示〕

○日本国に帰化を許可する件
（法務三七九）

○重要無形文化財の保持者の認定が解
除された件（文部科学一三〇）

○労働保険事務組合に対する報奨金の
交付要件の算定の基準となる日の延
長期日を定める件（厚生労働一七三）

○激甚災害に対処するための特別の財
政援助等に関する法律施行令第二十
条第二項の区域を告示する件
（農林水産一四六五）

○保安林の指定をする件
（同一四六六～一四七七）

○保安林の指定を解除する件
（同一四七八～一四八〇）

○保安林の指定施設要件を変更する件
（同一四八一～一四八三）

○高圧ガス保安法第三十九条の十二第
一項の規定に基づき認定完成検査実
施者及び認定保安検査実施者の認定
を取り消した件（経済産業一七六）

○船舶等型式承認規則第八条の規定に
基づき、型式の変更を承認した件
（国土交通八二二）

○水路測量の実施に関する件
（海上保安一六六）

○住宅の品質確保の促進等に関する法
律の規定により登録住宅性能評価機
関の登録内容を変更した件
（関東地方整備局三三六）

○都市計画に関する件
（中国地方整備局一四五）

○国会议事録

〔人事異動〕

消費庁 総務省 法務省 海上保安
庁 会計検査院 岩手県 石川県 長
野県 大阪府

○官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示（中国地方整備局）

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法
第五条の規定に基づく関係労働者を代
表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）

最低賃金の廃止決定に関する公示
（京都労働局最低賃金公示一）

〔地方自治事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

財団、大井口土地改良区役員の退任
関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、
破産、免責、特別清算、会社更生、
再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立印刷局の役員の任
命関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第百一十号
労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令
（昭和四十八年政令第百九十五号）第三条の規定
に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関
する省令の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十三年八月四日

厚生労働大臣 細川 律夫

労働保険事務組合に対する報奨金に関する
省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次
のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 岩手県、宮城県若しくは福島県の区域内にそ
の主たる事務所の所在地を有する労働保険事務
組合又は当該区域内に所在地を有する事業場の
事業主から労働保険事務若しくは一般提出金事
務の委託を受けている労働保険事務組合に対し
て平成二十三年度に交付する整備法第二十三条
（石綿健康被害救済法第三十八条第三項におい
て準用する場合を含む。）の規定による報奨金に
係る第二項第一項及び第二項の規定の適用につ
いては、これらの規定中「九月十五日」とある
のは、「平成二十四年一月三十一日」とする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第百七十九号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ
れを許可する。

平成二十三年八月四日

法務大臣 江田 五月

住所 群馬県前橋市江田町290番地
カチア・ナオミ・タナカ・ミハラ 平成元年7
月7日生

住所 北九州市八幡西区桑下町18番10号
横波英 昭和59年3月3日生

住所 徳島県 昭和61年3月3日生
橋本聖 昭和61年3月3日生

住所 和歌山市太田700番地10
美来美 昭和52年4月12日生

告 示

○厚生労働省告示第二百七十三号
労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第九十五号）第一条第一項第一号ただし書に規定する当該確定保険料の額の合計額の百分の九十五以上の額又は同条第二項第一号ただし書に規定する当該一般拠出金の確定額の合計額の百分の九十五以上の額が平成二十三年七月十日において納付されていない場合における同条第一項第一号ただし書及び同条第二項第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が定める日は、次の表の上欄に掲げる地域の区域内にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合又は当該区域内に所在地を有する事業場の事業主から労働保険事務若しくは一般拠出金事務の委託を受けている労働保険事務組合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる日とする。

青森県 茨城県	平成二十三年七月二十九日
岩手県 宮城県 福島県	平成二十三年七月二十九日
六号（青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県）における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件）に規定する別途厚生労働省告示で定める期日が同日となる場合には、当該別途厚生労働省告示で定める期日	

○農林水産省告示第四百六十五号
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第四百三三）第二十条第三項の規定に基づき、東日本大震災に於ける激甚災害及びこれに適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）第一条の規定により指定された激甚災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十条第二項の区域を次のように告示する。

平成二十三年八月四日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 東日本大震災に於ける激甚災害及びこれに適用すべき措置の指定に関する政令（以下「令」という。）第二条第一号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（柴田郡川崎町、本宮市、西白河郡西郷村、水戸市、かすみがうら市、行方市、小美玉市及び那須烏山市にあっては市町村の区域内に、度会郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、東牟婁郡智勝浦町、同郡串本町、阿南市、海部郡海陽町、土佐市、須崎市及び佐伯市にあっては市町村の地先水面の区域に限る。）とする。

岩手県 大船渡市
宮城県 仙台市
石巻市
気仙沼市
柴田郡川崎町

二 令第二条第二号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（鳥羽市、志摩市、度会郡南伊勢町、東牟婁郡智勝浦町、同郡串本町及び佐伯市にあっては市町村の地先水面の区域に限る。）とする。

道県名 市 町 村 名

北海道 室蘭市
伊達市
茅渚郡鹿部町、森町
二海郡八雲町
山越郡長万部町
虻田郡豊浦町、洞爺湖町
厚岸郡厚岸町

福島県 本吉郡南三陸町
本宮市
西白河郡西郷村
水戸市
かすみがうら市
行方市
鉾田町
小美玉市
那須烏山市
度会郡南伊勢町
北牟婁郡紀北町
東牟婁郡智勝浦町、串本町
和歌山県 阿南市
徳島県 海部郡海陽町
高知県 須崎市
土佐市
大分県 佐伯市

三 令第三条第三号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（宮古島市にあっては、市町村の地先水面の区域に限る。）とする。

道県名 市 町 村 名

北海道 厚岸郡厚岸町、浜中町
青森県 八戸市
岩手県 宮古市
大船渡市
久慈市
陸前高田市
釜石市
上閉伊郡大槌町
下閉伊郡山田町、岩泉町、田野畑村、普代村
九戸郡野田村、洋野町
宮城県 仙台市
石巻市
塩竈市
気仙沼市
名取市
東松島市
亘理郡亘理町

宮城県 宮古市
大船渡市
久慈市
陸前高田市
釜石市
上閉伊郡大槌町
下閉伊郡山田町
九戸郡野田村、洋野町
塩竈市
気仙沼市
東松島市
宮城郡松島町
牡鹿郡女川町
本吉郡南三陸町
鳥羽市
志摩市
度会郡南伊勢町
東牟婁郡智勝浦町、串本町
佐伯市

四 令第四条第四号に掲げる養殖施設に係る区域は、次に掲げる市町村及び市町村の地先水面の区域（稲敷市にあっては、市町村の区域に限る。）とする。

道県名 市 町 村 名

北海道 厚岸郡浜中町
岩手県 宮古市
大船渡市
陸前高田市
釜石市
上閉伊郡大槌町
下閉伊郡山田町
石巻市
気仙沼市
牡鹿郡女川町
本吉郡南三陸町
茨城県 稲敷市
本吉郡南三陸町
宮城県 石巻市
下閉伊郡山田町
気仙沼市
牡鹿郡女川町
本吉郡南三陸町
農林水産大臣 鹿野 道彦
一 保安林の所在場所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字清進屋一五八〇六（次の図に示す部分に限る）、一五八〇九、一五八一〇、字樺木沢一五九八九の二（次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的 水源のかん養

基 発 0331 第 5 号

平成 23 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長

(公 印 省 略)

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の制定について

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 75 号）及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 43 号）については、本日、別添 1 及び 2 のとおり公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

その内容は下記のとおりであるので、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

1 報奨金制度の見直しについて

(1) 労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率の引下げについて

労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率を、改正前の 100 分の 2.5 から、100 分の 2 に引き下げることとしたこと。

(2) 労働保険料に係る報奨金の額の上限について

労働保険料に係る報奨金の額について、1,000 万円を上限とすることとしたこと。なお、本措置については経過措置（下記 2 参照）が設けられていることに留意すること。

(3) 労働者数が 16 人以上の事業に係る特例措置の廃止について

報奨金の額の算定の基準となる前年度に使用した労働者数が 16 人以上の事業のうち、当該前年度の直前の過去 3 年度のいずれかの年度において労働者数が 15 人以下であった事業については、特例措置として報奨金の額の算定の対象とされていたところであるが、当該特例措置を廃止することとしたこと。

2 経過措置について

上記1(2)の報奨金の額の上限について、平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円を上限とする経過措置を設けたこと。

3 改正後の法令の適用について

改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和48年政令第195号)については、平成23年4月1日以後交付する報奨金について適用することとしたこと。

4 その他

平成23年度以降の報奨金の交付に当たっての具体的な事務処理など詳細については、別途通知することとする。

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第七十五号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第三十三条（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「次に掲げる」を「常時十五人以下の労働者を使用する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項第一号中「次に掲げる」を「前年度に常時十五人以下の労働者を使用する」に改め、同号イ及びロを削る。

第二条を次のように改める。

（報奨金の額）

第二条 労働保険料に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、千円又は常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）に百分の二を乗じて得た額に厚生労働省令で定める額を加えた額のいずれか低い額以内とする。

2 一般拠出金に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、前年度に常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額（その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額）に百分の三・五を乗じて得た額以内とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（以下「新令」という。）第一条及び第二条の規定は、この政令の施行の日以後交付する新令第一条第一項に規定する労働保険料に係る報奨金及び同条第二項に規定する一般拠出金に係る報奨金について適用する。

2 平成二十三年度における新令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは「三千円」とする。

3 平成二十四年度における新令第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは「二千万円」とする。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第四十三号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第七十五号）の施行に伴い、並びに労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第百九十五号）第二条及び第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和四十八年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中第一項第八号、第二項及び第三項第六号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

労働保険事務組合報奨金交付要領

第1 目 的

報奨金の交付目的は、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の労働保険事務及び一般拠出金事務の適正な遂行の労に報い、もって労働保険料（注1）及び一般拠出金（注2）の収納率を高く維持することであり、この目的を達成するため、労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対して、報奨金を交付することにより労働保険料の適正な申告・納付を助長・奨励するものである。

この要領は、事務組合に対する報奨金の交付に関する法令の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 報奨金の交付要件

事業主の委託を受けて納付する労働保険料及び一般拠出金の納付の状況について、事務組合がそれぞれ次の要件のいずれにも該当する場合に、当該事務組合に対して報奨金を交付するものとする。

なお、平成24年度からの報奨金の申請時に区分経理の有無及び報奨金の目的外使用（人件費等以外への支出）の有無を確認し、区分経理がなされていない、または、交付目的外使用を予定する事務組合については、報奨金の交付対象から除外するものとする。

労働保険料に係る報奨金

- 1 報奨金算定基準日（7月10日（青森県及び茨城県において（注3）は7月29日、岩手県、宮城県及び福島県において（注3）は12月28日（延長後の納期限（注4）がそれ以前の場合は、延長後の納期限）、他の地域において天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、前年度の労働保険料（注5）（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保険料等」という。）であって、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業（注6）の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料（注7）の額（労働保険料に係る追徴金又は延滞金（注8）を納付すべき場合には、当該追徴金又は延滞金の額を含み、労働保険料の免除（注9）、納期限の延長（注10）又は労働保険料の納付猶予（注11）の対象となった確定保険料の額を除く。）の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

- ①天災地変等の不可抗力
- ②交通又は郵便のストライキ等
- ③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由（注12）があるときであること。

- 2 前年度の労働保険料等については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第26条第3項の規定により滞納処分を受けた

ことがないこと（注13）。

- 3 偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと（注14）。

一般拠出金に係る報奨金

- 1 報奨金算定基準日（7月10日（青森県及び茨城県において（注3）は7月29日、岩手県、宮城県及び福島県において（注3）は12月28日（延長後の納期限（注4）がそれ以前の場合は、延長後の納期限）、他の地域において天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、当年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金の額を含み、一般拠出金の免除（注9）、納期限の延長（注10）又は一般拠出金の納付猶予（注11）の対象となった一般拠出金の額を除く。以下「当年度の一般拠出金等」という。）であって、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その当年度の一般拠出金等の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

- ①天災地変等の不可抗力
- ②交通又は郵便のストライキ等
- ③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由、があるときであること。

- 2 当年度の一般拠出金等については、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第1項において準用する徴収法第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと。
- 3 偽りその他不正な行為により、当年度の一般拠出金等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

第3 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。

ただし、労働保険料に係る報奨金交付額の上限は1,000万円（平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円）とする。

労働保険料に係る報奨金の額

- 1 報奨金算定基準日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（2又は3に該当するものを除く）。

(1) 原則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業（注15）に関し、次のロに留意して、イの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

(4) 当該事業の事業主から委託を受けて報奨金算定基準日までに納付した前年度の労働保険料（労働保険料の免除（注9）、納期限の延長（注10）又は労働保険料の納付猶予（注11）の対象となった労働保険料の額を含み、督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注16）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に100分の2.0を乗じて得た額

(ロ) 当該事業について、前年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ次に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額

常時使用する労働者の数	保険関係の成立区分	単 価
5 人 未 満	二保険関係成立事業（注17）	12,400円
	二保険関係成立事業以外の事業（注18）	6,200円
5 人 以 上 15 人 未 満	二保険関係成立事業	6,200円
	二保険関係成立事業以外の事業	3,100円

ロ 上記イにかかわらず、イの(ロ)の額の算定に当たり、その基礎となる事業の数の合計数が1,000を超える場合には、次に掲げる順に各区分の事業の数を加え、その数が1,000を超えることとなる区分の事業の数については、1,000から、1,000を超えることとなる区分の直前の区分までの事業の数の合計数を控除して得られる数とするとともに、当該区分より後の区分の事業の数は総て「0」として算定するものとする。

① イの常時15人以下の労働者を使用する事業のうち、5人未満の二保険関係成立事業

② 同5人未満の二保険関係成立事業以外の事業

③ 同5人以上15人以下の二保険関係成立事業

④ 同5人以上15人以下の二保険関係成立事業以外の事業

(例) ①が500、②が300、③が400の場合

③の事業の数については、 $1,000 - (① + ②) = 200$ とする。

④以降の数は0とする。

$① + ② + ③ = 1,000$

(2) 調整措置

委託事業の大部分が労災保険率の低い業種に属し、又はその労働者の使用期間が短い等の特殊な事情から(1)により算定した額が、当該事務組合の納付した前年度の労働保険料の額のうち、常時15人以下の労働者を使用する事業に係る前年度の労働保険料の額を超える場合には、(1)にかかわらず、当該事務組合の納付した当該前年度の労働保険料の額に相当する額とする。

2 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当し

た事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、7月17日までに納付された前年度の労働保険料を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

- 3 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当し、かつ、口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

7月17日までに納付された前年度の労働保険料を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

（※1）当年度の4月1日より報奨金算定基準日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、報奨金算定基準日現在

一般拠出金に係る報奨金の額

- 1 報奨金算定基準日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次に掲げる方法により算定した額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

当該事業の事業主から委託を受けて報奨金算定基準日までに納付した当年度の一般拠出金（注19）（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額

- 2 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、7月17日までに納付されたその年度の一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

- 3 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当し、かつ、口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

7月17日までに納付されたその年度の一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

（※1）当年度の4月1日より報奨金算定基準日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、報奨金算定基準日現在

（注1） 「労働保険料」とは、徴収法第10条第2項第1号～第3号の2の一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料をいい、委託を受けることのない同項第4号の印紙保険料及び労働保険料に該当しない失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及

び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）第19条第1項の労災保険の特別保険料は含まれない。

（注2） 「一般拠出金」とは、石綿健康被害救済法第35条第1項で定められたものをいう。

（注3） 「青森県及び茨城県において」「岩手県、宮城県及び福島県において」とあるのは、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県のそれぞれの地域に主たる事務所の所在地を有する事務組合及び当該地域に所在する事業主から労働保険事務又は一般拠出金事務の委託を受けている事務組合が対象となる。

（注4） 「延長後の納期限」とは、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第66号）により延長された後の納期限をいう。

（注5） 「前年度の労働保険料」とは、前年度中において納付すべき労働保険料ではなく、前年度の期間に係る労働保険料、すなわち、前年度の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。ただし、有期事業の委託に係る労働保険料にあつては、前年度中に保険関係が消滅した有期事業の全期間の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。

（注6） 「常時15人以下の労働者を使用する事業」とは、事業主単位ではなく、事業単位（徴収法第7条～第9条の規定により一括された事業については、一括後の事業単位）による。また、常時使用労働者数の計算は次によるものとする。

① 前年度の各月（前年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、保険関係成立以後の各月）の末日（賃金締切日がある場合には、月末直前の当該賃金締切日）の使用労働者数の合計を12（前年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、保険関係成立以後の月数）で除して得た労働者数

② 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業及び徴収法第7条の規定により一括された有期事業については、前年度の3月31日以前1年間の延労働者数を所定労働日数で除して得た労働者数

（注7） 「確定保険料」とは、前年度の期間（有期事業にあつては当該保険関係に係る全期間）に係る確定保険料について事務組合が申告し、または政府が認定決定したものをいう。ただし、算定基準日以降に算定基礎調査等により、前年度の確定保険料に変更があった場合の差額分は、算定基礎調査等を行った

年度の保険料として取扱う。

- (注 8) 「延滞金」とは、前年度の確定保険料に係るもののみではなく、前年度の概算保険料に係る延滞金も含む。
- (注 9) 「労働保険料の免除」「一般拠出金の免除」とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 81 条及び第 84 条に基づく労働保険料等の免除をいう。
- (注 10) 「納期限の延長」とは、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成 23 年厚生労働省告示第 66 号）に基づく納期限の延長をいう。
- (注 11) 「労働保険料の納付猶予」「一般拠出金の納付猶予」とは、徴収法第 30 条（石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項において準用する場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づく納付の猶予（東日本大震災に係るもの）をいう。
- (注 12) ①、②に準ずるやむを得ない理由には、事務組合が事務整理期間を必要とした場合（事務組合が、事業主に対し当該事務組合への労働保険料の納付のための金銭の交付を口座振替制（預金の払出しとその払出した金銭を事務組合へ交付することをその預金口座のある金融機関に委託して行う方法をいう。）により行わせている場合を含む。）を含むものであること。
- (注 13) 上記 1 の及びに該当する事業に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合も含まれる。
- (注 14) 「偽りその他の不正な行為により、……徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと」とは、上記 1 の及びに該当する事業に係る前年度の労働保険料等について、不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合をも含まれる。
- (注 15) 「労働保険料の納付の委託を受けた事業」とは、前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、当年度において年度更新手続をした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含むが、前年度から引き続き保険関係が存続している有期事業は含めない。また、前年度分の確定保険料に係る納付の事務処理を行った時点については、前年度中に行った場合に限り報奨金算定基準日まで処理した場合も含む。
- (注 16) 「納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）

の額」とは、納付した前年度の概算保険料、増加概算保険料、保険料率の引上げによる追加納付額及び確定精算に伴う追加納付額をいう。

(注 17) 「二保険関係成立事業」とは、労災保険及び雇用保険のいずれの保険関係も成立している事業をいう。

(注 18) 「二保険関係成立事業以外の事業」とは、一元適用事業であつて労災保険に係る保険関係のみが成立しているもの、一元適用事業であつて雇用保険に係る保険関係のみが成立しているもの、労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業及び雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業をいう。

(注 19) 「当年度の一般拠出金」とは、当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

第4 報奨金の交付事務手続

1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

- (1) 報奨金の交付を受けようとする事務組合は、9月15日（岩手県、宮城県及び福島県において（第3の注3）は1月31日。これらの期日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日）までに労働保険事務組合報奨金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を2部提出するものとする。

また、平成24年度以降の交付申請においては、別添の対応が必要であることに留意すること。

- (2) 申請書は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出するものとする。

2. 申請書の作成についての指導

申請書の作成に当たっては、事務組合に対し特に次の事項を指導するものとする。

労働保険料に係る報奨金申請書

(1) 【申請書記入の留意事項】

- イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について報奨金算定基準日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

- ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

- ハ 「⑩甲（5人未満の事業）」欄及び「⑫乙（5人以上15人以下の事業）」欄については、それぞれA（二保険関係成立）及びB（二保険関係成立以外）の委託事業数を記入させること。

なお、雇用保険の被保険者のすべてが雇用保険に係る保険料免除対象高年齢労働者であるため、当該事業の雇用保険に係る分の確定保険料が「0」となった事業であっても、当該事業の雇用保険に係る保険関係は存続しているものであること。

- ニ 「（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について報奨金算定基準日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在

の納付状況を記入させること。

ホ 「⑬（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料）増額分」欄及び「⑭（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料）減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった確定保険料の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ヘ 「⑬（⑬－⑭）」欄については、その結果がプラスとなる場合（増額変更のみあった場合あるいは増額分＞減額分であった場合）は当該差額に対する保険料の納付状況を記入させ、その結果が△（マイナス）となる場合（減額変更のみあった場合あるいは増額分＜減額分であった場合）は、その額（△）をそのまま記入させること。

ト 算定基礎調査等により変更された確定保険料の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、「交付要件確定保険料額」欄の記入に当たっては、前年度の確定保険料等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2)【口座振替制採用の有無等】

イ 「全委託事業数」欄は、口座振替制を採用している事務組合について、前年度末現在（※2）において委託している事業数を記入させること。

ロ 「口座振替制利用事業数」欄は、前年度末現在（※2）において口座振替制の利用契約をしている委託事業数を記入させること。

ハ 「口座振替制利用率」欄は、全委託事業に占める口座振替制利用事業の割合（口座振替制利用委託事業数／全委託事業数）を記入させること（小数点以下切り捨て）。

なお、総合コンピュータシステム以外の方法により口座振替制を採用している事務組合であって、口座振替制利用率が50%以上の場合は、利用事業数を的確に証明する書類又は金融機関等の証明する書類を添付させること。

（※2） 第3の3の（※1）を参照

(3)【総 括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、報奨金算定基準日までに確定保険料の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、記載不要とする。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は当該

減額分を反映させることから、「定率及び定額による額」欄のうち、「定率分」については、前年度の確定保険料等の額（ロ）から減額分（a）を引いた額に2/100を乗じた額を記入させること。「定額分」については、【平成 年度概算・確定保険料納付状況】の「⑪、⑫」欄の「ニ」「ホ」「ヘ」「ト」の順に事業数（以下「報奨金算定事業数」という。）を転記させること。

ただし、転記させる報奨金算定事業数の累計が1,000を超える場合には、1,000を限度として転記させること。

また、累計を「α」欄に必ず記入させること。

ハ 「⑫」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入させること。また、その額が1,000万円（平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円。以下この項において同じ。）を超えるときは、1,000万円とすること。

ニ 「※」欄は記入させないこと。

一般拠出金に係る報奨金申請書

(1) 【申請書記入の留意事項】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について報奨金算定基準日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別業に記入させ、添付させること。別業の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

ハ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について報奨金算定基準日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ニ 「③(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)増額分」欄及び「④(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった一般拠出金の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、

それぞれを記入させること。

ホ 「⑧ (③-④)」欄については、その結果がプラスとなる場合 (増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合) は当該差額に対する一般拠出金の納付状況を記入させ、その結果が△ (マイナス) となる場合 (減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合) は、その額 (△) をそのまま記入させること。

ヘ 算定基礎調査等により変更された一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の一般拠出金として取り扱うことになるので、「交付要件一般拠出金額」欄の記入に当たっては、当年度の一般拠出金の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2)【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、報奨金算定基準日までに一般拠出金の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、記載不要とする。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は、当該減額分を反映させることから、「所定額 (定率)」欄のうち、当年度の一般拠出金等の額 (ロ) から減額分 (a) を引いた額に $3.5 / 100$ を乗じた額を記入させること。

ハ 「⑫」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入させること。

ニ 「※」欄は記入させないこと。

平成 年度労働保険事務組合報奨金交付申請書(事務組合控)

(枚のうち 枚目)

下記のとおり報奨金の交付を請求します。

平成 年 月 日

(振込を希望する金融機関)

労働局長 殿	労働保険事務組合の 名 称	電 話 番 号
	所 在 地	郵 便 番 号
代 表 者 氏 名	記名押印又は署名	作 成 者 氏 名

金 融 機 関	(名称) 銀 行 信用金庫 信用組合 労働金庫	店 号 普通	ゆう ちょ 銀 行	(名称)
	(口座) 当座 第 号			(所在地)
	(名義人)			

労働保険料分

【平成 年度概算・確定保険料納付状況】

基 幹 番 号	① 平 成 年 度 確 定 保 険 料 総 額	平成 年度概算・ 確定保険料に係る		④ (①+②+③)	⑤ ① に 保 有 納 付 済 額	⑥ ⑤ の うち 督 促 を 受 け た 額	⑦ (⑤ - ⑥)	⑧ ② に 保 有 納 付 済 額	⑨ ③ に 保 有 納 付 済 額	⑩ (⑤+⑧+⑨)	規模・保険関係別委託事業数			
		② 追徴金	③ 延滞金								⑪ 甲		⑫ 乙	
											A	B	A	B
小 計				イ			ロ			ハ	ニ	ホ	ヘ	ト

一般拠出金分

(枚のうち 枚目)

【平成 年度一般拠出金納付状況】

基 幹 番 号	① 平成 年度 一般拠出金総額	② ①に係る 納付済額
合 計	イ	ロ

【平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況】

基 幹 番 号	平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金		差額一般拠出金に係る		⑦ ③-④+⑤+⑥	⑧ ③-④に係る 納付済額	⑨ ⑤に係る 納付済額	⑩ ⑥に係る 納付済額	⑪ ⑧+⑨+⑩
	③ 増額分	④ 減額分	⑤ 追徴金	⑥ 延滞金					
合 計		a			b				c

合 計	平成 年度報奨金交付 要件一般拠出金総額	平成 年度報奨金交付 要件一般拠出金納付済額
	d(イ+b)	e(ロ+c)

【総括】

(1) 納付率等

納付率(e/d)	%
前年度一般拠出金の 滞納処分の有無	有・無

(2) 報奨金算定基準日

1 7/10

2 7/17

7/17の場合の理由

(3) 所定額(定率)

所 定 額
⑫・(ロ-a)×3.5/100

※ 5%減額措置による減

⑬	円
---	---

※ 交付予定額

⑭	円
---	---

㉔ 口座振替納付書の労働保険番号		㉕ 第1期分等労働保険料の額	㉖ ㉔の労働保険料として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	㉗ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した㉖の額)	㉘ ㉔のうち口座振替納付後1週間以内に納付された額	㉙ ㉔のうち算定対象事業の前年度確定保険料不足額納付済額	㉚ ル・ミ・オの範囲内で口座振替納付されたものとする労働保険番号(該当するものに○を付し、()に㉙の額を記入)	㉛ ㉔のうち口座振替納付されたものとするもの(㉚で○印を付したものについて㉙の額を転記)	㉜ 算定対象事業の前年度概算保険料等納付済額(確定保険料の額を超えるときは、確定保険料の額)	㉝ ㉚+㉜(申請書の㉝の額)	㉞ 当年度一般拠出金の額	㉟ ㉞の一般拠出金として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	㊱ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した㉟の額)	㊲ ㉔のうち口座振替納付後1週間以内に納付された額
基幹番号	枝番号						()							
							()							
							()							
							()							
							()							
							()							
							()							
							()							
合 計			テ	リ	ヌ		ル ()							
							オ							
							オの額又は(リ+ヌ)の額のうち低い方の額							

※「算定対象事業」とは、報奨金の申請に係る15人以下事業をいう。

注1 ㉚は、基幹番号の若い方から順に記入すること。(納付書に枝番号があるものは、基幹番号が同一のもので枝番号のないものの後に続けて記入する。)

注2 ㉙は、口座振替納付日までに交付を受けていた算定対象事業の前年度確定保険料不足額で、口座振替納付したものを含め、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付した額を記入すること。

また、口座振替納付日までに事務組合へ納付されなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表(未交付の算定対象事業場名(労働保険番号を付記)及びその未交付の前年度確定保険料不足額を記載した一覧表)を添付すること。

注3 ㉚については、ルの額がオの額を超えない範囲内で、有利な順序で口座振替納付がなされたものとするよう事務組合が選択することができること。

注4 ㉜には、報奨金算定基準日までに納付した算定対象事業の前年度概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の額(その額が前年度確定保険料の額を超えるときは、前年度確定保険料の額)の合計額を記入すること。

㉔ 口座振替納付書の労働保険番号		㉕ 第1期分等労働保険料の額	㉖ ㉔の労働保険料として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	㉗ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した㉔の額。口座振替納付されなかったものは、「振替不能」と記入)	㉘ 振替不能がやむを得ず生じた口座振替納付書(該当するものに○印を付す。)	㉙ 口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付した算定対象事業の前年度確定保険料不足額納付済額(㉔に「振替不能」と記したもので㉘に○を付さなかったものは「0」とする。)	㉚ 算定対象事業の前年度概算保険料等納付済額(確定保険料の額を超えるときは、確定保険料の額)	㉛ ㉔+㉙(申請書の㉔の額)	㉜ 当年度一般拠出金の額	㉝ ㉔の一般拠出金として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	㉞ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した㉔の額)	㉟ ㉔のうち口座振替納付後1週間以内に納付された額
基幹番号	枝番号											
合 計												

※「算定対象事業」とは、報奨金の申請に係る15人以下事業をいう。

注1 ㉔は、基幹番号の若い方から順に記入すること。(納付書に枝番号があるものは、基幹番号が同一のもので枝番号のないものの後に続けて記入する。)

注2 ㉔の欄に○印を付したものの(㉔に記入した額と㉔に記入した額が同額であるものを除く。)に関しては、振替不能となった委託事業主からの労働保険料の未交付に関し、委託事業主に対して口座振替納付日までに2度以上にわたり交付を請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料の交付を受けられないこととなった事情を証する書面を添付すること。

注3 ㉙欄には、算定対象事業の前年度確定保険料不足額で、口座振替納付によったものを含め、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付したものの合計額を記入すること。

なお、口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付していない当該算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表(未納付の算定対象事業場名(労働保険番号を付記)及びその未納付の前年度確定保険料額を記載した一覧表)を添付すること。

注4 ㉚欄には、報奨金算定基準日までに納付した算定対象事業の前年度概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の額(その額が前年度確定保険料の額を超えるときは、前年度確定保険料の額)の合計額を記入すること。

3. 申請書の審査

事務組合から申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、速やかに申請書の内容について審査するものとする。

なお、申請書の審査は慎重に行い、交付額の決定後に、取消、変更等のないよう留意すること。

- (1) 「口座振替制利用事業数」欄については、総合コンピュータシステムにより口座振替制を利用している場合には、計算センターにおいて印書した事務組合別口座振替制利用事業数の件数リストと照合し、総合コンピュータシステム以外の方法により口座振替制を利用している場合には、申請書に添付させた証明する書類又は金融機関等の証明する書類と照合すること。
- (2) 「全委託事業数」欄については、保険料・拠出金申告書内訳と照合すること。
- (3) 「報奨金算定基準日」欄で7月17日のものについては、第2の1の「天災その他やむを得ない理由」に該当するか否かを審査すること。
- (4) 申請書記載の規模・保険関係別委託事業数、納付状況等は該当年度の保険料・拠出金申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等と照合すること。
- (5) 算定基礎調査等により変更された確定保険料又は一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、交付要件の審査に当たっては、前年度の確定保険料額又は一般拠出金額に当該差額分を増額あるいは減額して審査すること。
なお、報奨金の額の算定に当たっては、算定基礎調査等による差額のうち減額に係る分のみを反映させるので、注意すること。
- (6) 事務組合から提出された申請書及び添付書類の記載事項のうち他の労働局の労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に係るものについては、当該労働局に当該申請書及び添付書類を送付すること。送付を受けた労働局においては、その所掌に係る記載事項の審査を行い、当該事務組合から重複して申請がなされていないかを確認した上で申請書及び添付書類を返送すること。
- (7) 審査の結果、確定保険料額、一般拠出金額、委託事業数等の申請書各欄の記載事項について誤りを発見した場合には、朱書により必要な修正を行うこと。この場合、審査の結果、修正した事項を申請者が訂正された事項と判別できるようにしておくこと。
- (8) 「㊸」欄には、第3に基づき算定した金額を、「交付予定額」として記入しておくこと。
なお、労働保険料に係る報奨金の額は、1,000万円（平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円）を超えるときは、1,000万円であることに留意すること。

- (9) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合については、不交付の決定の前に理由を説明して、書面による申請の取り下げを行うよう指導すること。
- (10) 上記(1)から(9)において、労働保険料等の免除、納期限の延長、労働保険料等の納付猶予の取扱いに留意すること。

4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成

- (1) 前記3の審査の結果、報奨金の交付要件に該当する事務組合については、労働保険事務組合報奨金交付決定簿(様式第2号。以下「交付決定簿」という。)を作成するものとする。

(2) 交付決定簿の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」(2以上の労働保険番号が附与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号)及び⑤(保険料納付済額)、⑥+⑭(保険料納付済額のうち減額が必要な額)、⑦-⑭(定率分算定対象保険料納付済額)、⑪、⑫、⑮欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各業ごとに小計を記入すること。

ロ 交付決定簿の欄については、報奨金算定基準日により「7月10日」欄又は「7月17日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入するとともに、算定方法に基づき、22(所定額によるもの)、23(調整額によるもの)のいずれかを○で囲むこと。

また、「7月17日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、「7月10日」欄に記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑮欄の算定方法が22の場合に⑭欄の額の small 小計を各業ごとに記入すること。

また、(2)欄については、各業ごとに100円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑮欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数、規模・保険関係別委託事業数及び報奨金交付予定額の small 小計を各業ごとに記入すること。

なお、() には、報奨金算定基準日が7月17日の分(「口座振替制該当分」と「5%減額措置」の合計)について内数で記入し、「() のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ 交付決定簿の下段Ⅲには、申請書の(平成 年度概算・確定保険料納付状況)の①欄の額に「平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料(⑬及び⑭)」を増額又は減額した額(①+⑬-⑭)の small 小計を各業ごとに記入すること。

へ 交付決定簿の最終頁の「労働保険料納付状況」欄及び「規模・保険関係別委託事業数」欄には、各業の合計のみを記入すること。

また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各業の合計を記入すること。

上記イ～へにおいて、労働保険料等の免除、納期限の延長、労働保険料等の納付猶予の取扱いに留意すること。

○一般拠出金に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（２以上の労働保険番号が付与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び②（一般拠出金納付済額）、④（一般拠出金納付済額のうち減額が必要な額）、②－④（算定対象保険料納付済額）、⑭欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各業ごとに小計を記入すること。

ロ 交付決定簿の欄については、報奨金算定基準日より「７月１０日」欄又は「７月１７日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入すること。

また、「７月１７日」欄については、口座振替制利用率５０％以上の場合には「口座振替制該当分」欄に記入し、それ以外の場合には、「５％減額措置」欄に記入すること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、「７月１０日」欄に記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑭欄の額を各業ごとに記入すること。

また、(2)欄については、各業ごとに１００円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑭欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数及び報奨金交付予定額の小計を各業ごとに記入すること。

なお、() には、報奨金算定基準日が７月１７日の分（「口座振替制該当分」と「５％減額措置」の合計）について内数で記入し、「() のうち口座振替制該当分」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ 交付決定簿の下段Ⅲには、申請書の（平成 年度一般拠出金納付状況）の①欄の額に「平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料(③及び④)」を増額又は減額した額(①＋③－④)の小計を各業ごとに記入すること。

へ 交付決定簿の最終頁の「一般拠出金納付状況」欄には、合計のみを記入すること。

また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各業の合計を記入すること。

上記イ～へにおいて、一般拠出金の免除、納期限の延長、一般拠出金の納付猶予の取扱いに留意すること。

(枚のうち 枚目)

注意 「交付決定額」が「交付予定額」と同額の場合には、「交付決定額」欄に「同」と記入することにより、金額の記入を省略することができること。（下段Ⅱについても同様）

Ⅲ	④ 確定 保険料総額 (①+③-④)	
---	--	--

注意 ()には、報奨金算定基準日が7月17日の分について内数で記入すること。

平成 年度労働保険事務組合報奨金交付決定簿

III ④ 一般拋出金額
總 (①+③-④)

5. 本省への報奨金交付予定額等の報告

- (1) 交付決定簿への報奨金交付予定額等の記入が終了したときは、労働保険事務組合報奨金交付予定報告書（様式第3号。以下「予定報告書」という。）により10月11日（必着）までに労働保険徴収課へ報告するものとする。

また、岩手県、宮城県又は福島県における事務組合に対する報奨金に係る予定報告書の提出は、平成23年度については、平成24年2月20日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。

(2) 報告書の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金

イ 「1 労働保険料納付状況」の各欄には、交付決定簿の対応する項目の合計を転記すること。

ロ 「2の(1) 算定方法別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付（予定・決定）額」の各欄には、交付決定簿の合計のⅡを転記すること。

ハ 「2の(2) 所定額内訳」の各欄には、交付決定簿の合計のⅠを転記すること。

ニ 「3 報奨金交付（予定・決定）額階級別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付（予定・決定）額」の各欄には、交付決定簿より算出して階級別にそれぞれの計を記入すること。

○一般拠出金に係る報奨金

イ 「1 一般拠出金納付状況」の各欄には、交付決定簿の対応する項目の合計を転記すること。

ロ 「2の(1) 算定方法別事務組合数及び報奨金交付（予定・決定）額」の各欄には、交付決定簿の合計のⅡを転記すること。

ハ 「2の(2) 所定額内訳」の各欄には、交付決定簿の合計のⅠを転記すること。

ニ 「3 報奨金交付（予定・決定）額階級別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付（予定・決定）額」の各欄には、交付決定簿より算出して階級別にそれぞれの計を記入すること。

様式第3号

労働保険料分

平成 年度 労働保険事務組合報奨金交付〔予定〕報告書

労働局

担当係、氏名

1 労働保険料納付状況

④ 確定保険料 総額	労働保険料納付状況			規模・保険関係別委託事業数			
	⑫ 納付済額(⑤)	⑬ ⑥+⑭	⑮ ⑦-⑭ (⑧-⑫)	⑪ 甲		⑫ 乙	
				A	B	A	B

2の(1) 算定方法別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付〔予定〕額

算 定 方 法 別			⑫ 所 定 額	⑬ 調 整 額	計	()のうち、口座振替制 該当分
事 務 組 合 数			()	()	()	
規 模・保 険 関 係 別 委 託 事 業 数	⑪ 甲	A				
		B				
		計				
	⑫ 乙	A				
		B				
		計				
報 奨 金 交 付〔予定 決定〕額			()	()	()	

注意 ()には、報奨金算定基準日が7月17日の分について内数で記入すること。

2の(2) 所定額内訳

(1) ④欄の額	(2) $(1) \times \frac{2.0}{100}$

3 報奨金交付

予	定
決	定

 額階級別事務組合数、委託事業数及び報奨金交付

予	定
決	定

 額

報 奨 金 交 付〔 予 定 決 定 〕 額 階 級 制	事務組合数	規模・保険関係別委託事業数				報奨金交付〔 予 定 決 定 〕 額
		⑪ 甲		⑫ 乙		
		A	B	A	B	
10,000 円 未 満	〔 〕					〔 〕
10,000 円 以 上 ~ 50,000 円 未 満	〔 〕					〔 〕
50,000 " ~ 100,000 "	〔 〕					〔 〕
100,000 " ~ 200,000 "	〔 〕					〔 〕
200,000 " ~ 300,000 "	〔 〕					〔 〕
300,000 " ~ 500,000 "	〔 〕					〔 〕
500,000 " ~ 1,000,000 "	〔 〕					〔 〕
1,000,000 " ~ 2,000,000 "	〔 〕					〔 〕
2,000,000 " ~ 3,000,000 "	〔 〕					〔 〕
3,000,000 " ~ 4,000,000 "	〔 〕					〔 〕
4,000,000 " ~ 5,000,000 "	〔 〕					〔 〕
5,000,000 円 以 上 ~	〔 〕					〔 〕
合						

注意 1 ()には、報奨金算定基準日が7月17日の分について内数で記入すること。

2 交付予定報告書として使用する場合には「**予定**」の文字のうち「**決定**」の文字を横線で抹消し、交付決定報告書として使用する場合は「**予定**」の文字を横線で抹消すること。

様式第3号

一般拠出金分

平成 年度 労働保険事務組合報奨金交付 予定
決定 報告書

_____ 労働局

担当係、氏名 _____

1 一般拠出金納付状況

④⑤ 一般拠出金額 総	一般拠出金納付状況		
	④⑥ 納付済額(②)	④⑦ ④	④⑧ ②-④ (④⑥-④⑦)

2の(1) 算定方法別事務組合数及び報奨金交付 予定
決定 額

算定方法別	所定額	()のうち、口座振替制該当分
事務組合数	()	
報奨金交付 予定 決定 額	()	

注意 ()には、報奨金算定基準日が7月17日の分について内数で記入すること。

2の(2) 所定額内訳

(1) ④⑧欄の額	(2) (1) × $\frac{3.5}{100}$

3 報奨金交付〔予定〕
〔決定〕 額階級別事務組合数及び報奨金交付〔予定〕
〔決定〕 額

報 奨 金 交 付〔予定〕 〔決定〕 額階級制	事 務 組 合 数	報 奨 金 交 付〔予定〕 〔決定〕 額
5,000 円 未 満	〔 〕	〔 〕
5,000 円 以 上 ～ 10,000 円 未 満	〔 〕	〔 〕
10,000 〃 ～ 20,000 〃	〔 〕	〔 〕
20,000 〃 ～ 30,000 〃	〔 〕	〔 〕
30,000 〃 ～ 40,000 〃	〔 〕	〔 〕
40,000 〃 ～ 50,000 〃	〔 〕	〔 〕
50,000 〃 ～ 100,000 〃	〔 〕	〔 〕
100,000 〃 ～ 200,000 〃	〔 〕	〔 〕
200,000 〃 ～ 300,000 〃	〔 〕	〔 〕
300,000 〃 ～ 400,000 〃	〔 〕	〔 〕
400,000 〃 ～ 500,000 〃	〔 〕	〔 〕
500,000 円 以 上 ～	〔 〕	〔 〕
合 計	〔 〕	〔 〕

注意 1 ()には、報奨金算定基準日が7月17日の分について内数で記入すること。

2 交付予定報告書として使用する場合には〔予定〕の文字のうち「決定」の文字を横線で抹消し、交付決定報告書として使用する場合は「予定」の文字を横線で抹消すること。

6. 報奨金の交付決定等

- (1) イ 報奨金の交付決定については、本省から別途指示するので、それを待って行うものとする。交付決定簿については、交付の決定後、⑩欄及び下段Ⅱに、前記4のロ、ハ、ニ及びへの留意事項に準じて、報奨金交付決定額を記入すること。

ロ 本省への報奨金交付決定額等の報告

報奨金の交付を決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定報告書（様式第3号。以下「決定報告書」という。）により、別途指示する期日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。決定報告書の作成に当たっては、前記5の留意事項に準じること。

なお、決定報告書の内容が、前記5による予定報告書と同一となる場合は、決定報告書による報告は省略するものとする。

- (2) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合で、前記3の(9)の指導にもかかわらず申請を取り下げないところについては、報奨金の不交付決定を行うものとする。

7. 事務組合に対する報奨金交付決定等の通知

- (1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」（様式第4号）により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年11月1日（岩手県、宮城県又は福島県における事務組合に係る平成23年度の報奨金については、平成24年3月1日）を予定しているので、都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

- (2) 報奨金の不交付の決定を行ったものに対しては、「労働保険事務組合報奨金交付申請の件について」（様式第5号）により通知するものとする。

労働保険事務組合報奨金交付決定通知書

労働保険事務組合名 _____

さきに交付申請のあった平成 _____ 年度労働保険事務組合報奨金について、厚生労働大臣により下記のとおり決定されたので通知する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

労働局長

㊟

記

報奨金交付決定額 _____ 金 _____ 円

内訳	
労働保険料に係る報奨金	円
一般拠出金に係る報奨金	円

(注) 報奨金の交付は、次の1. 又は2. により行いますのでご了承ください。

支払の方法及び場所			支払期日
1. 口座振込通知書	銀行	本支店	
	信用金庫	本支店	
2. 国庫金送金通知書		本支店 郵便局	

(日本工業規格A列4判)

労働保険事務組合報奨金交付申請の件について

労働保険事務組合名 _____

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労働保険
事務組合報奨金については、下記の理由により交付しないことと
決定 ^{された}_{した} ので通知する。

平成 年 月 日

労働局長

㊟

記

理 由 _____

8. 返 還 請 求

- (1) 報奨金の交付を受けた事務組合が、次のイ又はロに該当する場合には、都道府県労働局長は当該事務組合に対して報奨金の交付決定の取消し又は報奨金交付額の修正決定を行い、「労働保険事務組合報奨金（交付決定取消・交付額修正決定）通知書」（様式第6号）により通知するものとする。

イ 偽りその他不正の行為によって報奨金の交付を受けた場合
当該交付を受けた報奨金の全部

ロ 交付すべき報奨金の額を超えて交付を受けた場合（イに該当する場合を除く。）
当該交付すべき報奨金の額を超えて交付された部分の額

- (2) 報奨金の交付決定取消又は報奨金の交付額修正決定をした事務組合に対しては、速やかに納入告知書により報奨金の返還請求を行うものとする。

労働保険事務組合報奨金 交付決定取消
交付額修正決定 通知書

労働保険事務組合名 _____

平成 年 月 日付けで通知した平成 年度労働保険
事務組合報奨金の交付決定については、下記1の理由により下記
2のどおり 交付決定取消 がなされた
交付額の修正決定 をした ので通知する。

平成 年 月 日

労働局長

印

記

1. 理 由

2. さきに交付決定した報奨金(労働保険料・一般拠出金) _____ 円に

ついては、交付決定を取り消す。

さきに交付決定した報奨金(労働保険料・一般拠出金) _____ 円に

ついては、 _____ 円に修正決定する。

第5 口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、交付額及び交付手続等の取扱い

1 口座振替納付された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金に関する交付要件及び報奨金の額の算定上の取扱い

(1) 交付要件に関する取扱い

イ 徴収法第21条の2第1項の承認を受けて口座振替納付日に口座振替による納付（以下「口座振替納付」という。）がなされた第1期分等労働保険料（注1）及び当年度一般拠出金（注2）であって、口座振替納付された口座振替納付書に係る15人以下事業（以下「算定対象事業」という。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金額（口座振替納付日までに事務組合に交付されていなかったものを除く。（2）において同じ。）は、第2の交付要件の適用について、報奨金算定基準日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いに関しては、口座振替納付日において、預金口座の残高不足により一部の口座振替納付書に振替不能が生じた場合にあっては、次の①及び②のうちいずれか低い方の額の範囲内で、報奨金の交付要件及び交付額の算定上有利となるように、当該事務組合に係る口座振替納付書を選択し、当該納付書を口座振替納付されたものとして取扱うことができるものとする。

① 口座振替納付日までに委託事業主から交付を受けていた第1期分等労働保険料の総額

② 口座振替納付により納付された第1期分等労働保険料の額と振替不能が生じた口座振替納付書に係る労働保険料について口座振替納付日から1週間以内に納付された第1期分等労働保険料の額との合計額

(2) 報奨金の額の算定に関する取扱い

(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合に交付する報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付された口座振替納付書（注3）に係る算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなし、算定する。

（注1） 「第1期分等労働保険料」とは、当該年度の概算保険料のうち、延納されているものの第1期分及び前年度確定保険料不足額（前年度の確定保険料の額が同年度の概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の合計額を超える場合のその超える額をいう。）をいう。

（注2） 「当年度一般拠出金」とは、当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

（注3） (1)のロの取扱いを行った場合においては、口座振替納付されたものとしたものを含み、口座振替納付されなかったものとしたものを除く。

2 振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い

(1) 1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない場合で、振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い。

イ 口座振替納付書の振替不能が生じ、前記1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない事務組合については、当該振替不能がやむを得ず生じたものであるときは(注1)、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業(口座振替納付の対象とされた労働保険番号に係るものに限り、当該振替不能がやむを得ず生じたものとは認められない口座振替納付書(労働保険番号)に係るものは除く。ロにおいて同じ。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件の適用について、報奨金算定基準日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いによって交付要件に該当することとなる場合の報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして算定した額から、その100分の5を減じた額の範囲内とする。

(2) 振替不能が天災地変等の不可抗力による手続上の理由のみから生じたものである場合の報奨金の額

1の(1)又は(1)のイの取扱いにより交付要件に該当する事務組合であつて、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替納付に関し振替不能を生じ、当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに委託事業主から手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた(注3)ものについては、報奨金の額は、1の(2)又は(1)のロにかかわらず、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業(口座振替納付の対象となった労働保険番号に係るものに限る。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして、算定する。

(注1) 「当該振替不能がやむを得ず生じたものであるとき」とは、次の場合をいう。

① 当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る全ての委託事業主から事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の全額の交付を受け、これを同日までに口座振替に係る預金口座に預入していたにもかかわらず、当該振替不能が生じたものであるとき。

② 事務組合が口座振替納付日までに、納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る委託事業主に2度以上にわたり請求していたにもかかわらず、少なくとも1委託事業主に次に掲げる事情があり、そのため同日までにその全額の交付を受けられなかったことに伴い、当該振替不能が生じたものであるとき。

(a) 天災地変等の不可抗力により委託事業主が手続上同日までに事務組合にその交付をできなかったこと

(b) 委託事業主が天災、火災、交通事故、盗難等により財産上の損害を受けたこと

(c) 委託個人事業主又はその扶養者が疾病にかかり又は負傷を受けたこと

(d) 委託事業主が業績の悪化等によりその事業を廃止し又は休止したこと

- (e) 委託事業主に係る債務者側に生じた事由により債権の回収が困難又は不能におちいったこと
- (f) 委託事業主がその事業につきその回復に相当の期間を要する損失をうけたこと
- (g) その他委託事業主に労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を困難ならしめる事業経営上の不測の障害が生じたこと

(注2) この「納付」には、口座振替納付が含まれる（ロ及び(2)において同じ。）。

(注3) 「当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた」とは、口座振替納付日まで継続して天災地変等の不可抗力があり、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金を交付しようとする委託事業主から通常の交付手段をもってしては同日までにその交付を受けられなかったことのみに伴い当該振替不能が生じることとなったことをいい、その交付を受けられなかった分は天災地変等の不可抗力がやんだ日から2日以内に事務組合に交付された場合に限る。

3 口座振替納付手続上の理由で口座振替納付がなされなかった事務組合に関する取扱い

徴収法第21条の2第1項の承認を受けた事務組合について、口座振替納付書の金融機関への未着、口座振替納付書の紛失その他歳入徴収官、金融機関又はこれらの間に生じた口座振替納付に関する手続上の理由により第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替による納付がなされなかった場合は、口座振替納付日以後の日で所轄歳入徴収官が指定した日までに通常の納付方法により納付された算定対象事業（口座振替納付の対象とされていた労働保険番号に係るものに限る。）の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件及び第3の報奨金の額の適用について、報奨金算定基準日までに納付されたものとみなす。

4 交付事務手続

第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金について口座振替納付を承認された事務組合に対する報奨金の交付事務手続は、第4の交付事務手続に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 申請書内訳の提出

第4の1の申請書の提出に関しては、報奨金の交付を受けようとする事務組合で口座振替納付の対象とされた第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の納付について振替不能が生じたものは、申請書に加えて、その内訳（1の(1)により交付要件に該当する場合（2の(2)の取扱いがなされる場合を除く。）にあっては、様式第1号の2とし、2により交付要件に該当する場合（1の(1)により交付要件に該当する場合で2の(2)の取扱いがなされる場合を含む。）にあっては、様式第1号の3とする。）を提出するものとする。

(2) 申請書内訳等の作成についての指導

イ 第4の2の(1)及び(2)の指導に関しては、申請書の算定対象事業に係る「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」については、それぞれの取扱いに応じ、1の(1)、2の(1)のイ若しくは(2)又は3により報奨金算定基準日までに納付されたものとみなされるものを含めて記入させること。

ロ 1の(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合(様式第1号の2を提出するもの)については、口座振替納付日までに事務組合が交付を受けなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表(未交付の算定対象事業名(労働保険番号を付記)及びその未交付の前年度確定保険料不足額を示す一覧表)を申請書に添付させること。

ハ 前記2の取扱いにより交付要件に該当する事務組合(様式第1号の3を提出するもの)については、①振替不能の原因となった労働保険料及び当年度一般拠出金の委託事業主からの未交付に関し、事務組合が口座振替納付日までに委託事業主に2度以上にわたり請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられないこととなった事情を証する書面及び②口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付されていない算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金の一覧表(未納付の算定対象事業名(労働保険番号を付記)及びその未納付の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を示す一覧表)を申請書に添付させること。

なお、①の書面は、2の(2)の取扱いをする場合を除き、口座振替納付書の振替不能の原因となった委託事業主からの未交付に関し少なくとも1件について添付させれば足りるが、多数の委託事業主に未交付が生じた事務組合については、未交付となった当該口座振替納付書に係る全ての委託事業主に関し、その事情を書面で報告されること等により、以後の口座振替納付の円滑な実施がなされるよう指導すること。

おって、2の(2)の取扱いをすることとなる場合は、全ての未交付に関し、その事情を証する①の書面を添付させること。

(3) 申請書内訳の審査等

様式第1号の2又は様式第1号の3を加えた申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、審査するものとする。

イ (様式第1号の2)

(イ) ②⑥欄及び②⑦欄及び③⑥欄は、申告書及び口座振替納付書発行リストと照合すること。

(ロ) ②⑧欄及び②⑦欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合し、②⑨欄、③⑩欄、③⑧欄及び③⑨欄は、領収済通知書により照合すること。なお、②⑧欄に記入した額に滞納事業場報告書等により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正すること。

(ハ) ③①欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のロにより申請書に添付された未交付額の一覧表等により照合すること。

(ニ) ③②欄に関しては、オの額の範囲内で、1の(1)のロの取扱いがなされているもので

あるか等を確認し、所要の是正が必要なものについては指導すること。

- (ホ) ③⑤欄の同一の基幹番号の合計額は、申請書の「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

ロ (様式第1号の3)

- (イ) ②⑥欄、②⑦欄、②⑧欄、②⑨欄、③⑥欄、③⑦欄、③⑧欄及び③⑨欄は、申告書、口座振替納付書発行リスト、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合すること。なお、②⑧欄に記入した額に滞納事業場報告書により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正させること。

- (ロ) ④⑩欄に○印を付されたもので、②⑧欄の額が②⑦欄の額と一致しないものについては、(2)のハにより申請書に添付された書面等により、振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主のうち前記2(注1)の②に掲げるような事情があり、事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられなかったことに伴い、振替不能がやむを得ず生じることとなったものであることを確認すること。

ただし、前記2の取扱いをする場合については、その交付を受けられなかった原因となった天災地変等の不可抗力が口座振替納付日までに継続してあったこと及びこれにより委託事業主が通常の交付手段をもってしては、同日までに交付できなかったこと等を口座振替納付日までに事務組合に交付されなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金のすべてについて具体的に確認するとともに、それ以外の第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金は口座振替納付日から起算して7日を経過した日までにすべて納付されていることを確認すること。

- (ハ) この場合の振替不能がやむを得ず生じたものであるかどうかの判断に当たっては、事務組合が当該振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主に口座振替納付日までに納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を2回以上請求した事実があり、その請求等に当たって事務組合が当該委託事業主に前記2の(注1)の②に掲げるような事情のあることを確認しておれば、この事情の有無等の確認は要しないものとする(ただし、前記2の(2)の取扱いをする場合を除く。)

- (ニ) ④⑪欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のハにより添付された未納付額一覧表等により照合すること。

- (ホ) ③⑤欄の同一の基幹番号の合計は、申請書の「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

- (ハ) 審査の結果、交付要件に該当する事務組合であって、2の(1)のイにより交付要件に該当するもの(前記2の(1)の取扱いをするものを除く。)については、2の(1)のロの5%減額措置による額を、申請書の「※5%減額措置による額」に記し、交付決定し

たときは、労働保険事務組合報奨金交付決定簿の当該事務組合該当部分の「交付決定額」欄に「5%減額措置」と付記すること。

報奨金に係る「区分経理」について

1. 報奨金に係る区分経理の定義

報奨金に係る区分経理とは、「支出において、単に支出事項を区分するだけでなく、区分された支出内容が、厚生労働省が定める支出内容に合致するものである」ことをいう。

2. 厚生労働省の定める支出内容

厚生労働省の定める支出内容とは、「事務組合の運営、特に、労働保険料の収納額の向上に資すると認められる支出とする。具体的な支出内容としては、①事務組合所属労働者に対する賃金、②事務組合事務所の賃貸借料、③労働保険料の徴収に係る旅費、④その他事務組合の運営に必要な経費」とする。

なお、当該支出内容については、必要に応じて見直しを行うこととする。

3. 申請時における「区分経理」の審査

24年度から報奨金の申請時に区分経理の有無及び報奨金の目的外使用（人件費等以外への支出）の有無を確認し、区分経理がなされていない、又は、交付目的外使用を予定する事務組合については、報奨金の交付対象から除外するものとする。

4. 支出内容の確認方法

交付申請時に前年度支出額を以下の方法（書面審査）により確認の上、交付決定する。
具体的な支出内容の確認は、以下の通りとする。

(1) 2. の①～④について、原則、以下の内容を確認すること。

なお、確認に際し、それぞれの書類の写しを提出させるか、あるいは当該内容を申立書（別紙）により確認すること。

これらの確認に際し、疑義が生じた場合には、必ず本省と調整すること。

①事務組合所属労働者の賃金

→労働契約書、賃金台帳、支出簿、振込通知書

②事務組合事務所の賃貸借料

→賃借料領収証書、通帳の写し、賃貸借契約書

③労働保険料の徴収に係る旅費

→出張復命書、支出簿、支払伝票

④その他事務組合の運営に必要な経費

→当該支出の確認できる書類

(別添)

- (2)(1)において申立書の確認によることとした場合には、事務組合に対して行政が3年に一度行っている監査時に、申立書に係る区分経理の書類を確認することとする。

労働保険事務組合報奨金交付に係る申立書

労働局長 殿

年 月 日

事務組合	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	印

労働保険事務組合報奨金の交付申請に当たり、区分経理に係る指定の提出書類（写し）の提出に代えて、報奨金の使途となる内容について、以下のとおり申し立てます。

なお、申立内容を確認できる書類は、本申立書の提出と併せて持参します。

事務組合代表者記入欄（報奨金の算定基礎となる支出事項について、1. から 4. の該当する事項に「○」を付してください。なお、4. に該当する場合は、具体的な支出事項を下欄にご記入ください。）（複数該当する場合は、全てに「○」を付してください。）

申立内容	1. 事務組合所属労働者の賃金（労働契約書、賃金台帳、支出簿、振込通知書）
	2. 事務組合事務所の賃貸借料（賃貸借料領収証書、通帳の写し、賃貸借契約書）
	3. 労働保険料の徴収に係る旅費（復命書、支出簿、支払伝票）
	4. その他事務組合の運営に必要な経費（具体的な支出事項をご記入ください。）

※ 労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	☐ 持参書類で確認できる。 確認した書類（ ）	
	☐ 4. について、その経費支出の必要性が確認できる。 確認した書類（ ）	
	担 当 者	官職 氏名
	確認年月日	年 月 日

労働保険事務組合報奨金交付要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (案)	現 行
第1 目 的 <u>報奨金の交付目的は、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の労働保険事務及び一般拠出金事務の適正な遂行の労に報い、もって労働保険料（注1）及び一般拠出金（注2）の収納率を高く維持することであり、この目的を達成するため、労働保険料の納付状況が著しく良好な事務組合に対して、報奨金を交付することにより労働保険料の適正な申告・納付を助長・奨励するものである。</u> この要領は、事務組合に対する報奨金の交付に関する法令の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2 報奨金の交付要件 事業主の委託を受けて納付する労働保険料及び一般拠出金の納付の状況について、事務組合がそれぞれ次の要件のいずれにも該当する場合に、当該事務組合に対して報奨金を交付するものとする。 <u>なお、平成24年度からの報奨金の申請時に区分経理の有無及び報奨金の目的外使用（人件費等以外への支出）の有無を確認し、区分経理がなされていない、または、交付目的外使用を予定する事務組合については、報奨金の交付対象から除外するものとする。</u> 労働保険料に係る報奨金 1 報奨金算定基準日（7月10日）<u>（青森県及び茨城県において（注3）は7月29日、岩手県、宮城県及び福島県において（注3）は12月28日（延長後の納期限（注4）がそれ以前の場合は、延長後の納期限）、他の地域において天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。）</u>なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、前年度の労働保険料（注5）（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保険料等」という。）であって、<u>前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業（注6）の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料（注7）の額（労働保険料に係る追徴金又は延滞金（注8）を納付すべき場合には、当該追徴金又は延滞金の額</u>	第1 目 的 この要領は、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）に対する報奨金の交付に関する法令の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第2 報奨金の交付要件 事業主の委託を受けて納付する労働保険料（注1）及び一般拠出金（注2）の納付の状況について、事務組合がそれぞれ次の要件のいずれにも該当する場合に、当該事務組合に対して報奨金を交付するものとする。 労働保険料に係る報奨金 1 報奨金算定基準日（7月10日。天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、前年度の労働保険料（注3）（当該労働保険料に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「前年度の労働保険料等」という。）であって、<u>次の（1）及び（2）に該当する事業の事業主の委託に係るものにつき、その確定保険料（注4）の額（労働保険料に係る追徴金又は延滞金（注5）を納付すべき場合には、確定保険料の額と当該追徴金又は延滞金との合計額）の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。</u>

を含み、労働保険料の免除（注9）、納期限の延長（注10）又は労働保険料の納付猶予（注11）の対象となった確定保険料の額を除く。）の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

①天災地変等の不可抗力

②交通又は郵便のストライキ等

③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由（注12）があるときであること。

(1)～(2)削除

2 前年度の労働保険料等については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと（注13）。

3 偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと（注14）。

一般拠出金に係る報奨金

1 報奨金算定基準日（7月10日（青森県及び茨城県において（注3）は7月29日、岩手県、宮城県及び福島県において（注3）は12月28日（延長後の納期限（注4）がそれ以前の場合は、延長後の納期限）、他の地域において天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日）。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、当年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金の額を含み、一般拠出金の免除（注9）、納期限の延長（注10）又は一般拠出金の納付猶予（注11）の対象となつた一

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

①天災地変等の不可抗力

②交通又は郵便のストライキ等

③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由（注6）があるときであること。

(1) 前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業（注7）であつたもの

(2) 前年度において常時16人以上の労働者を使用する事業であつて、当該前年度の直前の3年度のうちのいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの（常時15人以下の労働者を使用する事業に該当する事業に該当した年度（該当した年度が2年度以上ある場合には、その最後の年度。以下「労働保険料に係る15人以下事業該当年度」という。）以降当該前年度まで引き続き当該事業の事業主がその事業についての労働保険料の納付を当該事務組合に委託しているものに限る。第3以降において「労働保険料に係る16人以上事業」という。）

2 前年度の労働保険料等については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと（注8）。

3 偽りその他不正な行為により、前年度の労働保険料等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと（注9）。

一般拠出金に係る報奨金

1 報奨金算定基準日（7月10日。天災その他やむを得ない理由があるときは7月17日。なお、報奨金算定基準日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日を報奨金算定基準日とする。）において、当年度の一般拠出金（当該一般拠出金に係る追徴金及び延滞金を含む。以下「当年度の一般拠出金等」という。）であつて、次の（1）及び（2）に該当する事業の事業主の委託に係るものにつき、その当年度の一般拠出金等の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

一般拠出金の額を除く。以下「当年度の一般拠出金等」という。）であって、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託に係るものにつき、その当年度の一般拠出金等の額の合計額の100分の95以上の額が納付されていること。

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

①天災地震等の不可抗力

②交通又は郵便のストライキ等

③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由、があるときであること。

(1)～(2)削除

2 当年度の一般拠出金等については、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第1項において準用する徴収法第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと。

3 偽りその他不正な行為により、当年度の一般拠出金等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

第3 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。

ただし、労働保険料に係る報奨金交付額の上限は1,000万円（平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円）とする。

労働保険料に係る報奨金の額

1 報奨金算定基準日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（2又は3

なお、上記において天災その他やむを得ない理由とは、

①天災地震等の不可抗力

②交通又は郵便のストライキ等

③その他上記①、②に準ずるやむを得ない理由、があるときであること。

(1) 前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業であったもの

(2) 前年度において常時16人以上の労働者を使用する事業であって、当該前年度の直前の3年度のうちのいずれかの年度において常時15人以下の労働者を使用する事業に該当したもの（常時15人以下の労働者を使用する事業に該当する事業に該当した年度（該当した年度が2年度以上ある場合には、その最後の年度。以下「一般拠出金に係る15人以下事業該当年度」という。）以降当該前年度まで引き続き当該事業の事業主がその事業についての一般拠出金の納付を当該事務組合に委託しているものに限る。第3以降において「一般拠出金に係る16人以上事業」という。）

2 当年度の一般拠出金等については、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第38条第1項において準用する徴収法第26条第3項の規定により滞納処分を受けたことがないこと。

3 偽りその他不正な行為により、当年度の一般拠出金等の徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと。

第3 報奨金の額

報奨金は、予算の範囲内で、次の1から3までの方法で算定した額の範囲内の額を交付するものとする。

労働保険料に係る報奨金の額

1 7月10日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

に該当するものを除く。)。

(I) 原 則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業（注 15）に関し、次のロに留意して、イの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。

イ 常時 15 人以下の労働者を使用する事業に係る額

(イ) 当該事業の事業主から委託を受けて報奨金算定基準日までに納付した前年度の労働保険料（労働保険料の免除（注 9）、納期限の延長（注 10）又は労働保険料の納付猶予（注 11）の対象となった労働保険料の額を含み、督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注 16）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に 100 分の 2.0 を乗じて得た額

(ロ) 当該事業について、前年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ次に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額

常時使用する労働者の数	保険関係の成立区分	単 価
5 人 未 満	二保険関係成立事業（注 17）	12,400 円
	二保険関係成立事業以外の事業（注 18）	6,200 円
5 人 以 上 15 人 未 満	二保険関係成立事業	6,200 円
	二保険関係成立事業以外の事業	3,100 円

ロ 削除

(I) 原 則

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての労働保険料の納付の委託を受けた事業（注 10）に関し、次のハに留意して、イ及びロの額についてそれぞれに掲げる方法により算定した額の合計額とする。

イ 常時 15 人以下の労働者を使用する事業に係る額

(イ) 当該事業の事業主から委託を受けて 7 月 10 日までに納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注 11）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に 100 分の 2.5 を乗じて得た額

(ロ) 当該事業について、前年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ次に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額

常時使用する労働者の数	保険関係の成立区分	単 価
5 人 未 満	二保険関係成立事業（注 12）	12,400 円
	二保険関係成立事業以外の事業（注 13）	6,200 円
5 人 以 上 15 人 未 満	二保険関係成立事業	6,200 円
	二保険関係成立事業以外の事業	3,100 円

ロ 16 人以上事業（その事業についての前年度の労働保険料等について督促を受けたことがないものに限る。）に係る額

(イ) 労働保険料に係る 15 人以下事業該年度の労働保険料で、当該事業の事業主から委託を受けてその翌年度の納付期限日までに納付したもの（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（注 11）（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）の合計額に 100 分の 2.5 を乗じて得た額

(ロ) 当該事業の事業主から労働保険料に係る 15 人以下事業該年度の労働保険

ロ 上記イにかかわらず、イの(ロ)の額の算定に当たり、その基礎となる事業の数の合計数が 1,000 を超える場合には、次に掲げる順に各区分の事業の数を加え、その数が 1,000 を超えることとなる区分の事業の数については、1,000 から、1,000 を超えることとなる区分の直前の区分までの事業の数の合計数を控除して得られる数とするとともに、当該区分より後の区分の事業の数は総て「0」として算定するものとする。

- ① イの常時 15 人以下の労働者を使用する事業のうち、5 人未満の二保険関係成立事業
- ② 同 5 人未満の二保険関係成立事業以外の事業
- ③ 同 5 人以上 15 人以下の二保険関係成立事業
- ④ 同 5 人以上 15 人以下の二保険関係成立事業以外の事業

⑤～⑧削除

(例) ①が 500、②が 300、③が 400 の場合

③の事業の数については、 $1,000 - (① + ②) = 200$ とする。

④以降の数は 0 とする。

$① + ② + ③ = 1,000$

(2) 調整措置

委託事業の大部分が労災保険率の低い業種に属し、又はその労働者の使用期間が短い等の特殊な事情から(1)により算定した額が、当該事務組合の納付した前年度の労働保険料の額のうち、常時 15 人以下の労働者を使用する事業に係る前年度の労働保険料の額を超える場合には、(1)にかかわらず、当該事務組合の納付した報奨金対象合計額に相当する額とする。

事務の委託を受けた事業(注 10)について、当該労働保険料に係る 15 人以下事業該当年度の常時使用する労働者の数及び保険関係の成立区分別の事業数にそれぞれ上記イの(ロ)に掲げる単価を乗じて得た額を合算した額

ハ 上記イ及びロにかかわらず、イの(ロ)及びロの(ロ)の額の算定に当たり、その基礎となる事業の数の合計数が 1,000 を超える場合には、次に掲げる順に各区分の事業の数を加え、その数が 1,000 を超えることとなる区分の事業の数については、1,000 から、1,000 を超えることとなる区分の直前の区分までの事業の数の合計数を控除して得られる数とするとともに、当該区分より後の区分の事業の数は総て「0」として算定するものとする。

- ① イの常時 15 人以下の労働者を使用する事業のうち、5 人未満の二保険関係成立事業
- ② 同 5 人未満の二保険関係成立事業以外の事業
- ③ 同 5 人以上 15 人以下の二保険関係成立事業
- ④ 同 5 人以上 15 人以下の二保険関係成立事業以外の事業
- ⑤ ロの 16 人以上事業のうち、5 人未満の二保険関係成立事業
- ⑥ 同 5 人未満の二保険関係成立事業以外の事業
- ⑦ 同 5 人以上 15 人以下の二保険関係成立事業
- ⑧ 同 5 人以上 15 人以下の二保険関係成立事業以外の事業

(例) ①が 500、②が 300、③が 400 の場合

③の事業の数については、 $1,000 - (① + ②) = 200$ とする。

④以降の数は 0 とする。

$① + ② + ③ = 1,000$

(2) 調整措置

委託事業の大部分が労災保険率の低い業種に属し、又はその労働者の使用期間が短い等の特殊な事情から(1)により算定した額が、当該事務組合の納付した前年度の労働保険料の額のうち、常時 15 人以下の労働者を使用する事業に係る前年度の労働保険料の額及び 16 人以上事業に係る労働保険料に係る 15 人以下事業該当年度の労働保険料の額の合計額(以下「報奨金対象合計額」という。)を超える場合には、(1)にかかわらず、当該事務組合の納付した報奨金対象合計額に相当する額とする。

2 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、7月17日までに納付された前年度の労働保険料を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

3 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当し、かつ、口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

7月17日までに納付された前年度の労働保険料を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

（※1）当年度の4月1日より報奨金算定基準日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、報奨金算定基準日現在

一般拠出金に係る報奨金の額

1 報奨金算定基準日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次に掲げる方法により算定した額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

当該事業の事業主から委託を受けて報奨金算定基準日までに納付した当年度の一般拠出金（注19）（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額

ロ 削除

2 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当

2 7月17日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、7月17日までに納付された前年度の労働保険料を7月10日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

3 7月17日において、第2の報奨金の交付要件に該当した口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

7月17日までに納付された前年度の労働保険料を7月10日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

（※1）当年度の4月1日より7月10日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、7月10日現在

一般拠出金に係る報奨金の額

1 7月10日において、第2の報奨金の交付要件に該当した事務組合。

事務組合ごとの報奨金の額は、事業主からその事業についての一般拠出金の納付の委託を受けた事業に関し、次に掲げる方法により算定した額とする。

イ 常時15人以下の労働者を使用する事業に係る額

当該事業の事業主から委託を受けて7月10日までに納付した当年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額

ロ 一般拠出金に係る16人以上事業（その事業についての当年度の一般拠出金等について、督促を受けたことがないものに限る。）に係る額

一般拠出金に係る15人以下事業該年度の翌年度の一般拠出金で、当該事業の事業主から委託を受けてその該年度の納付期限日までに翌年度の納付したものの合計額に100分の3.5を乗じて得た額

した事務組合（3に該当する事務組合を除く。）に対して交付する報奨金の額

報奨金の額は、7月17日までに納付されたその年度の一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額から、その100分の5を減じた額とする。

3 天災その他やむを得ない理由により、7月17日に、第2の報奨金の交付要件に該当し、かつ、口座振替制を採用している事務組合であって、前年度末現在（※1）において、当該事務組合の全委託事業の2分の1以上が口座振替制を利用している事務組合に対して交付する報奨金の額

7月17日までに納付されたその年度の一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして上記1により算定した額とする。

（※1）当年度の4月1日より報奨金算定基準日までに新規委託又は委託解除により委託事業数又は口座振替制利用事業が変動する場合は、報奨金算定基準日現在

（注1） 「労働保険料」とは、徴収法第10条第2項第1号～第3号の2の一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料をいい、委託を受けることのない同項第4号の印紙保険料及び労働保険料に該当しない失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）第19条第1項の労働保険の特別保険料は含まれない。

（注2） 「一般拠出金」とは、石綿健康被害救済法第35条第1項で定められたものをいう。

（注3） 「青森県及び茨城県において」「岩手県、宮城県及び福島県において」とあるのは、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県のそれぞれの地域に主たる事務所の所在地を有する事務組合及び当該地域に所在する事業主から労働保険事務又は一般拠出金事務の委託を受けている事務組合が対象となる。

（注4） 「延長後の納期限」とは、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第66号）により延長された後の納期限をいう。

（注5） 「前年度の労働保険料」とは、前年度中において納付すべき労働保険料

（注1） 「労働保険料」とは、徴収法第10条第2項第1号～第3号の2の一般保険料、第1種特別加入保険料、第2種特別加入保険料及び第3種特別加入保険料をいい、委託を受けることのない同項第4号の印紙保険料及び労働保険料に該当しない失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号）第19条第1項の労働保険の特別保険料は含まれない。

（注2） 「一般拠出金」とは、石綿健康被害救済法第35条第1項で定められたものをいう。

（注3） 「前年度の労働保険料」とは、前年度中において納付すべき労働保険料で

ではなく、前年度の期間に係る労働保険料、すなわち、前年度の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。ただし、有期事業の委託に係る労働保険料にあつては、前年度中に保険関係が消滅した有期事業の全期間の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。

(注6) 「常時15人以下の労働者を使用する事業」とは、事業主単位ではなく、事業単位（徴収法第7条～第9条の規定により一括された事業については、一括後の事業単位）による。また、常時使用労働者数の計算は次によるものとする。

① 前年度の各月（前年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、保険関係成立以後の各月）の末日（賃金締切日がある場合には、月末直前の当該賃金締切日）の使用労働者数の合計を12（前年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、保険関係成立以後の月数）で除して得た労働者数

② 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業及び徴収法第7条の規定により一括された有期事業については、前年度の3月31日以前1年間の延労働者数を所定労働日数で除して得た労働者数

(注7) 「確定保険料」とは、前年度の期間（有期事業にあつては当該保険関係に係る全期間）に係る確定保険料について事務組合が申告し、または政府が認定決定したものをいう。ただし、算定基準日以降に算定基礎調査等により、前年度の確定保険料に変更があつた場合の差額分は、算定基礎調査等を行った年度の保険料として取扱う。

(注8) 「延滞金」とは、前年度の確定保険料に係るもののみではなく、前年度の概算保険料に係る延滞金も含む。

(注9) 「労働保険料の免除」「一般拠出金の免除」とは、東日本大震災に対処す

はなく、前年度の期間に係る労働保険料、すなわち、前年度の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。ただし、有期事業の委託に係る労働保険料にあつては、前年度中に保険関係が消滅した有期事業の全期間の賃金総額（労災保険の特別加入の場合は保険料算定基礎額の総額）を基礎として算定した労働保険料をいう。

(注4) 「確定保険料」とは、前年度の期間（有期事業にあつては当該保険関係に係る全期間）に係る確定保険料について事務組合が申告し、または政府が認定決定したものをいう。ただし、算定基準日以降に算定基礎調査等により、前年度の確定保険料に変更があつた場合の差額分は、算定基礎調査等を行った年度の保険料として取扱う。 ※(注7)に移助

(注5) 「延滞金」とは、前年度の確定保険料に係るもののみではなく、前年度の概算保険料に係る延滞金も含む。

るための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第81条及び第84条に基づく労働保険料等の免除をいう。

（注10）「納期限の延長」とは、「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成23年厚生労働省告示第66号）に基づく納期限の延長をいう。

（注11）「労働保険料の納付猶予」「一般拠出金の納付猶予」とは、徴収法第30条（石綿健康被害救済法第38条第1項において準用する場合を含む。）によりその例によることとされる国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づく納付の猶予（東日本大震災に係るもの）をいう。

（注12）①、②に準ずるやむを得ない理由には、事務組合が事務整理期間を必要とした場合（事務組合が、事業主に対し当該事務組合への労働保険料の納付のための金銭の交付を口座振替制（預金の払出しとその払出した金銭を事務組合へ交付することをその預金口座のある金融機関に委託して行う方法をいう。）により行わせている場合を含む。）を含むものであること。

（注13）上記1の及びに該当する事業に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合も含まれる。

（注14）「偽りその他の不正な行為により、……徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと」とは、上記1の及びに該当する事業に係る前年度の

（注6）①、②に準ずるやむを得ない理由には、事務組合が事務整理期間を必要とした場合（事務組合が、事業主に対し当該事務組合への労働保険料の納付のための金銭の交付を口座振替制（預金の払出しとその払出した金銭を事務組合へ交付することをその預金口座のある金融機関に委託して行う方法をいう。）により行わせている場合を含む。）を含むものであること。

（注7）「常時15人以下の労働者を使用する事業」とは、事業主単位ではなく、事業単位（徴収法第7条～第9条の規定により一括された事業については、一括後の事業単位）による。また、常時使用労働者数の計算は次によるものとする。 ※（注6）に移動

① 前年度の各月（前年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、保険関係成立以後の各月）の末日（賃金締切日がある場合には、月末直前の当該賃金締切日）の使用労働者数の合計を12（前年度中途に保険関係が成立した事業にあつては、保険関係成立以後の月数）で除して得た労働者数

② 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業及び徴収法第7条の規定により一括された有期事業については、前年度の3月31日以前1年間の延労働者数を所定労働日数で除して得た労働者数

（注8）上記1の及びに該当する事業に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について当該処分を受けた場合も含まれる。

（注9）「偽りその他の不正な行為により、……徴収を免れ、又はその還付を受けたことがないこと」とは、上記1の及びに該当する事業に係る前年度の

労働保険料等について、不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合をも含まれる。

(注 15) 「労働保険料の納付の委託を受けた事業」とは、前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、当年度において年度更新手続をした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含むが、前年度から引き続き保険関係が存続している有期事業は含めない。また、前年度分の確定保険料に係る納付の事務処理を行った時点については、前年度中に行った場合に限らず報奨金算定基準日までに処理した場合も含む。

(注 16) 「納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額」とは、納付した前年度の概算保険料、増加概算保険料、保険料率の引上げによる追加納付額及び確定精算に伴う追加納付額をいう。

(注 17) 「二保険関係成立事業」とは、労災保険及び雇用保険のいずれの保険関係も成立している事業をいう。

(注 18) 「二保険関係成立事業以外の事業」とは、一元適用事業であって労災保険に係る保険関係のみが成立しているもの、一元適用事業であって雇用保険に係る保険関係のみが成立しているもの、労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業及び雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業をいう。

(注 19) 「当年度の一般拠出金」とは、当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

第4 報奨金の交付事務手続

1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

(1) 報奨金の交付を受けようとする事務組合は、9月15日（岩手県、宮城県及び福島県において（第3の注3）は1月31日。これらの期日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日。）までに労働保険事務組合報奨金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を2部提出するものとする。

労働保険料等について、不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合のほか、それ以外の事業の事業主の委託に係る前年度の労働保険料等について不正な行為により徴収を免れ、又はその還付を受けた場合をも含まれる。

(注 10) 「労働保険料の納付の委託を受けた事業」とは、前年度分の確定保険料に係る事業をいう。したがって、当年度において年度更新手続をした事業のほか、前年度中に保険関係が消滅して確定保険料の申告をした事業を含むが、前年度から引き続き保険関係が存続している有期事業は含めない。また、前年度分の確定保険料に係る納付の事務処理を行った時点については、前年度中に行った場合に限らず7月10日までに処理した場合も含む。

(注 11) 「納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額」とは、納付した前年度の概算保険料、増加概算保険料、保険料率の引上げによる追加納付額及び確定精算に伴う追加納付額をいう。

(注 12) 「二保険関係成立事業」とは、労災保険及び雇用保険のいずれの保険関係も成立している事業をいう。

(注 13) 「二保険関係成立事業以外の事業」とは、一元適用事業であって労災保険に係る保険関係のみが成立しているもの、一元適用事業であって雇用保険に係る保険関係のみが成立しているもの、労災保険に係る保険関係が成立している二元適用事業及び雇用保険に係る保険関係が成立している二元適用事業をいう。

(注 14) 「当年度の一般拠出金」とは、7月10日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

第4 報奨金の交付事務手続

1. 労働保険事務組合報奨金交付申請書の提出

(1) 報奨金の交付を受けようとする事務組合は、9月15日（当該期日が土曜日又は日曜日に当たるときには、これらの日の翌月曜日）までに労働保険事務組合報奨金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を2部提出するものとする。

また、平成 24 年度以降の交付申請においては、別添の対応が必要であることに留意すること。

(2) 申請書は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出するものとする。

2. 申請書の作成についての指導

申請書の作成に当たっては、事務組合に対し特に次の事項を指導するものとする。

労働保険料に係る報奨金申請書

(1) 【申請書記入の留意事項】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」については、前年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業について報奨金算定基準日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が 7 月 17 日である事務組合については、7 月 17 日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

ハ 「⑩甲（5 人未満の事業）」欄及び「⑫乙（5 人以上 15 人以下の事業）」欄については、それぞれ A（二保険関係成立）及び B（二保険関係成立以外）の委託事業数を記入させること。

なお、雇用保険の被保険者のすべてが雇用保険に係る保険料免除対象高年齢労働者であるため、当該事業の雇用保険に係る分の確定保険料が「0」となった事業であっても、当該事業の雇用保険に係る保険関係は存続しているものであること。

ニ 「（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況）」については、前年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について報奨金算定基準日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が 7 月 17 日である事務組合については、7 月 17 日現在の納付状況を記入させること。

(2) 申請書は、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に提出するものとする。

2. 申請書の作成についての指導

申請書の作成に当たっては、事務組合に対し特に次の事項を指導するものとする。

労働保険料に係る報奨金申請書

(1) 【15 人以下事業】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」については、前年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業について 7 月 10 日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が 7 月 17 日である事務組合については、7 月 17 日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

ハ 「⑩甲（5 人未満の事業）」欄及び「⑫乙（5 人以上 15 人以下の事業）」欄については、それぞれ A（二保険関係成立）及び B（二保険関係成立以外）の委託事業数を記入させること。

なお、雇用保険の被保険者のすべてが雇用保険に係る保険料免除対象高年齢労働者であるため、当該事業の雇用保険に係る分の確定保険料が「0」となった事業であっても、当該事業の雇用保険に係る保険関係は存続しているものであること。

ニ 「（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況）」については、前年度において常時 15 人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について 7 月 10 日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が 7 月 17 日である事務組合については、7 月 17 日現在の納付状況を記入させること。

ホ 「⑬（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料）増額分」欄及び「⑭（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料）減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった確定保険料の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ヘ 「⑯（⑬－⑭）」欄については、その結果がプラスとなる場合（増額変更のみあった場合あるいは増額分＞減額分であった場合）は当該差額に対する保険料の納付状況を記入させ、その結果が△（マイナス）となる場合（減額変更のみあった場合あるいは増額分＜減額分であった場合）は、その額（△）をそのまま記入させること。

ト 算定基礎調査等により変更された確定保険料の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、「交付要件確定保険料額」欄の記入に当たっては、前年度の確定保険料等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2)【口座振替制採用の有無等】

イ 「全委託事業数」欄は、口座振替制を採用している事務組合について、前年度末現在（※2）において委託している事業数を記入させること。

ロ 「口座振替制利用事業数」欄は、前年度末現在（※2）において口座振替制の利用契約をしている委託事業数を記入させること。

ハ 「口座振替制利用率」欄は、全委託事業に占める口座振替制利用事業の割合（口座振替制利用委託事業数／全委託事業数）を記入させること（小数点以下切り捨て）。

なお、総合コンピュータシステム以外の方法により口座振替制を採用している事務組合であって、口座振替制利用率が50%以上の場合は、利用事業数を的確に証明する書類又は金融機関等の証明する書類を添付させること。

（※2） 第3の3の（※1）を参照

(3)削除

ホ 「⑬（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料）増額分」欄及び「⑭（平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料）減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった確定保険料の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ヘ 「⑯（⑬－⑭）」欄については、その結果がプラスとなる場合（増額変更のみあった場合あるいは増額分＞減額分であった場合）は当該差額に対する保険料の納付状況を記入させ、その結果が△（マイナス）となる場合（減額変更のみあった場合あるいは増額分＜減額分であった場合）は、その額（△）をそのまま記入させること。

ト 算定基礎調査等により変更された確定保険料の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、「交付要件確定保険料額」欄の記入に当たっては、前年度の確定保険料等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2)【口座振替制採用の有無等】

イ 「全委託事業数」欄は、口座振替制を採用している事務組合について、前年度末現在（※2）において委託している事業数を記入させること。

ロ 「口座振替制利用事業数」欄は、前年度末現在（※2）において口座振替制の利用契約をしている委託事業数を記入させること。

ハ 「口座振替制利用率」欄は、全委託事業に占める口座振替制利用事業の割合（口座振替制利用委託事業数／全委託事業数）を記入させること（小数点以下切り捨て）。

なお、総合コンピュータシステム以外の方法により口座振替制を採用している事務組合であって、口座振替制利用率が50%以上の場合は、利用事業数を的確に証明する書類又は金融機関等の証明する書類を添付させること。

（※2） 第3の3の（※1）を参照

(3)【16人以上事業】

イ 「（平成 年度概算・確定保険料納付状況）」は、「16人以上事業」に該当した委託事業について個々に7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号・枝番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、労働保険料に係る15人以下事業該当年度の途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、「基幹番号・枝番号」欄の下部に括弧書きで個別事業の「労働保険番号」及び「委託年月日」を記入させること。

ハ 「(労働保険料に係る15人以下事業該当年度概算・確定保険料納付状況)」は「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」において、「督促の有無」欄で無を○で囲んだ場合についてのみ、労働保険料に係る15人以下事業該当年度の翌年度の納期期限日現在の納付状況を記入させること。

ただし、申請年度の報奨金算定基準日が天災その他やむを得ない理由のために繰り延べられた事務組合については、当該繰り延べられた日現在の納付状況を記入させること。

ニ 「⑪、⑫」欄は、該当する項目に○を付けさせ、「小計」にはその数を記入させること。

ホ 「(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料納付状況)」については、「労働保険料に係る16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の確定保険料に変更があった場合に記入し、当該確定保険料の差額について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ヘ 「⑬(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料)増額分」欄及び「⑭(平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった確定保険料の差額を、基幹番号・枝番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

ト 「⑬(⑬-⑭)」欄については、その結果がプラスとなる場合(増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合)は当該差額に対する保険料の納付状況を記入させ、その結果が△(マイナス)となる場合(減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合)は、その額(△)をそのまま記入させること。

チ 算定基礎調査等により変更された確定保険料の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、「交付要件確定保険料額」欄の記入に当たっては、前年度の確定保険料等の額

(3)【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、報奨金算定基準日までに確定保険料の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、記載不要とする。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は当該減額分を反映させることから、「定率及び定額による額」欄のうち、「定率分」については、前年度の確定保険料等の額(ロ)から減額分(a)を引いた額に $2/100$ を乗じた額を記入させること。「定額分」については、【平成 年度概算・確定保険料納付状況】の「⑩、⑪」欄の「ニ」「ホ」「ヘ」「ト」の順に事業数(以下「報奨金算定事業数」という。)を転記させること。

ただし、転記させる報奨金算定事業数の累計が1,000を超える場合には、1,000を限度として転記させること。

また、累計を「α」欄に必ず記入させること。

ハ 「㊟」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入させること。また、その額が1,000万円(平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円。以下この項において同じ。)を超えるときは、1,000万円とすること。

ニ 「※」欄は記入させないこと。

一般拠出金に係る報奨金申請書

(1)【申請書記入の留意事項】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について報奨金算定基準日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をして

に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(4)【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、7月10日までに確定保険料の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は当該減額分を反映させることから、「定率及び定額による額」欄のうち、「定率分」については、前年度の確定保険料等の額(ロ及びヌ)から減額分(a及びf)を引いた額に $2.5/100$ を乗じた額を記入させること。「定額分」については、【15人以下の事業】及び【16人以上事業】の「⑩、⑪」欄の「ニ」「ホ」「ヘ」「ト」「ル」「オ」「ワ」「カ」の順に事業数(以下「報奨金算定事業数」という。)を転記させること。

ただし、転記させる報奨金算定事業数の累計が1,000を超える場合には、1,000を限度として転記させること。

また、累計を「α」欄に必ず記入させること。

ハ 「〇22」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入させること。

ニ 「※」欄は記入させないこと。

一般拠出金に係る報奨金申請書

(1)【15人以下事業】

イ 「(平成 年度一般拠出金納付状況)」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ロ 「基幹番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、年度途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をして

いるものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

- ハ 「（平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により、前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について報奨金算定基準日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

- ニ 「③（平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金）増額分」欄及び「④（平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金）減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった一般拠出金の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

- ホ 「⑧（③－④）」欄については、その結果がプラスとなる場合（増額変更のみあった場合あるいは増額分＞減額分であった場合）は当該差額に対する一般拠出金の納付状況を記入させ、その結果が△（マイナス）となる場合（減額変更のみあった場合あるいは増額分＜減額分であった場合）は、その額（△）をそのまま記入させること。

- ヘ 算定基礎調査等により変更された一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の一般拠出金として取り扱うことになるので、「交付要件一般拠出金額」欄の記入に当たっては、当年度の一般拠出金の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2) 削除

いるものについては、それらをまとめて最後の行に記入させること。この場合、その内訳を申請書別葉に記入させ、添付させること。別葉の作成に当たっては、「基幹番号」欄には、個別事業の「労働保険番号」とその下部に括弧書きで「委託年月日」を記入させること。

- ハ 「（平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況）」については、前年度において常時15人以下の労働者を使用する事業について算定基礎調査等により、前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について7月10日現在の納入状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

- ニ 「③（平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金）増額分」欄及び「④（平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金）減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった一般拠出金の差額を、基幹番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分と減額分を相殺することなく、それぞれを記入させること。

- ホ 「⑧（③－④）」欄については、その結果がプラスとなる場合（増額変更のみあった場合あるいは増額分＞減額分であった場合）は当該差額に対する一般拠出金の納付状況を記入させ、その結果が△（マイナス）となる場合（減額変更のみあった場合あるいは増額分＜減額分であった場合）は、その額（△）をそのまま記入させること。

- ヘ 算定基礎調査等により変更された一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の一般拠出金として取り扱うことになるので、「交付要件一般拠出金額」欄の記入に当たっては、当年度の一般拠出金の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2) 【16人以上事業】

- イ 「（平成 年度一般拠出金納付状況）」は、「一般拠出金に係る16人以上事業」に該当した委託事業について個々に7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

- ロ 「基幹番号・枝番号」欄は、番号順に記入させること。

なお、一般拠出金に係る15人以下事業該当年度の途中において新規委託を受けた事業で個別加入事業と同様の処理をしているものについては、「基幹番号・枝番号」欄の下部に括弧書きで個別事業の「労働保険番号」及び「委託年月日」を記入させること。

ハ 「(15人以下事業該当年度一般拠出金総額)」は、一般拠出金に係る15人以下事業該当年度の納期期限日現在の納付状況を記入させること。

ただし、申請年度の報奨金算定基準日が天災その他やむを得ない理由のために繰り延べられた事務組合については、当該繰り延べられた日現在の納付状況を記入させること。

ニ 「(平成 年度算定基礎調査等に係る一般拠出金納付状況)」については、「16人以上事業」について算定基礎調査等により前々年度以前の一般拠出金に変更があった場合に記入し、当該一般拠出金の差額について7月10日現在の納付状況を記入させること。

ただし、報奨金算定基準日が7月17日である事務組合については、7月17日現在の納付状況を記入させること。

ホ 「⑤(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)増額分」欄及び「⑥(平成 年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金)減額分」欄については、算定基礎調査等により変更となった一般拠出金の差額を、基幹番号・枝番号別にそれぞれ記入させること。

なお、増額変更と減額変更があった場合も、当該増額分を減額分と相殺することなく、それぞれを記入させること。

ヘ 「⑧(③-④)」欄については、その結果がプラスとなる場合、(増額変更のみあった場合あるいは増額分>減額分であった場合)は当該差額に対する一般拠出金の納付状況を記入させ、その結果が△(マイナス)となる場合(減額変更のみあった場合あるいは増額分<減額分であった場合)はその額(△)をそのまま記入させること。

ト 算定基礎調査等により変更された一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の一般拠出金として取り扱うこととなるので「交付要件一般拠出金額」欄の記入に当たっては、当年度の一般拠出金等の額に当該差額分を増額あるいは減額した額を記入させること。

(2) 【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、7月10日までに一般拠出金の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、記載不要とする。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は、当該減額分を反映させることから、「所定額（定率）」欄のうち、当年度の一般拠出金等の額（ロ）から減額分（a）を引いた額に3.5／100を乗じた額を記入させること。

ハ 「⑫」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入すること。

二 「※」欄は記入させないこと。

[illegible]

(3) 【総括】

イ 「報奨金算定基準日」欄は、該当する事項を○で囲ませ、報奨金算定基準日が7月17日の場合は、7月10日までに一般提出金の100分の95以上を納付できなかった理由を記入させること。

ロ 報奨金の額の算定に当たって、算定基礎調査等により減額変更が行われた場合は、当該減額分を反映させることから、「所定額（定率）」欄のうち、当年度の一般拠出金等の額（ロ及びへ）から減額分（a及びf）を引いた額に3.5/100を乗じた額を記入させること。

ハ 「⑫」欄の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて記入させること。

二 「※」欄は記入させないこと。

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(3) 「報奨金算定基準日」欄で7月17日のものについては、第2の1の「天災その他やむを得ない理由」に該当するか否かを審査すること。

(削除)

(4) 申請書記載の規模・保険関係別委託事業数、納付状況等は該当年度の保険料・拠出金申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等と照合すること。

(5) 算定基礎調査等により変更された確定保険料又は一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、交付要件の審査に当たっては、前年度の確定保険料額又は一般拠出金額に当該差額分を増額あるいは減額して審査すること。

なお、報奨金の額の算定に当たっては、算定基礎調査等による差額のうち減額に係る分のみを反映させるので、注意すること。

(6) 事務組合から提出された申請書及び添付書類の記載事項のうち他の労働局の労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に係るものについては、当該労働局に当該申請書及び添付書類を送付すること。送付を受けた労働局においては、その所掌に係る記載事項の審査を行い、当該事務組合から重複して申請がなされていないかを確認した上で申請書及び添付書類を返送すること。

(7) 審査の結果、確定保険料額、一般拠出金額、委託事業数等の申請書各欄の記載事項について誤りを発見した場合には、朱書により必要な修正を行うこと。この場合、審査の結果、修正した事項を申請者が訂正された事項と判別できるようにしておくこと。

(8) 「㊸」欄には、第3に基づき算定した金額を、「交付予定額」として記入しておくこと。なお、労働保険料に係る報奨金の額は、1,000万円（平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円）を超えるときは、1,000万円であることに留意すること。

(9) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合については、不交付の決定の前に理由を説明して、書面による申請の取り下げを行うよう指導すること。

(10) 上記(1)から(9)において、労働保険料等の免除、納期限の延長、労働保険料等の納付猶予の取扱いに留意すること。

4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成

(1) 前記3の審査の結果、報奨金の交付要件に該当する事務組合については、労働保険事務組合報奨金交付決定簿（様式第2号。以下「交付決定簿」という。）を作成するもの

(3) 「報奨金算定基準日」欄で7月17日のものについては、第2の1の「天災その他やむを得ない理由」に該当するか否かを審査すること。

(4) 一般拠出金に係る16人以上事業については、第2の1の(2)の要件に該当するか否かを審査すること。

(5) 申請書記載の規模・保険関係別委託事業数、納付状況等は該当年度の保険料・拠出金申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等と照合すること。

(6) 算定基礎調査等により変更された確定保険料又は一般拠出金の差額については、その所属の年度にかかわらず、当該算定基礎調査等を実施した年度の保険料として取り扱うことになるので、交付要件の審査に当たっては、前年度の確定保険料額又は一般拠出金額に当該差額分を増額あるいは減額して審査すること。

なお、報奨金の額の算定に当たっては、算定基礎調査等による差額のうち減額に係る分のみを反映させるので、注意すること。

(7) 事務組合から提出された申請書及び添付書類の記載事項のうち他の労働局の労働保険特別会計歳入徴収官の所掌に係るものについては、当該労働局に当該申請書及び添付書類を送付すること。送付を受けた労働局においては、その所掌に係る記載事項の審査を行い、当該事務組合から重複して申請がなされていないかを確認した上で申請書及び添付書類を返送すること。

(8) 審査の結果、確定保険料額、一般拠出金額、委託事業数等の申請書各欄の記載事項について誤りを発見した場合には、朱書により必要な修正を行うこと。この場合、審査の結果、修正した事項を申請者が訂正された事項と判別できるようにしておくこと。

(9) 「㊸」欄には、第3に基づき算定した金額を、「交付予定額」として記入しておくこと。

(10) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合については、不交付の決定の前に理由を説明して、書面による申請の取り下げを行うよう指導すること。

4. 労働保険事務組合報奨金交付決定簿の作成

(1) 前記3の審査の結果、報奨金の交付要件に該当する事務組合については、労働保険事務組合報奨金交付決定簿（様式第2号。以下「交付決定簿」という。）を作成するものと

とする。

(2) 交付決定簿の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（2以上の労働保険番号が附与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び⑤（保険料納付済額）、⑥+⑭（保険料納付済額のうち減額が必要な額）、⑦-⑭（定率分算定対象保険料納付済額）、⑪、⑫、⑮欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各業ごとに小計を記入すること。

右 下線部削除

ロ 交付決定簿の欄については、報奨金算定基準日より「7月10日」欄又は「7月17日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入するとともに、算定方法に基づき、22（所定額によるもの）、23（調整額によるもの）のいずれかを○で囲むこと。

また、「7月17日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

右 下線部削除

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、「7月10日」欄に記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑮欄の算定方法が22の場合に⑭欄の額の

小計を各業ごとに記入すること。
また、(2)欄については、各業ごとに100円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑮欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数、規模・保険関係別委託事業数及び報奨金交付予定額の

小計を各業ごとに記入すること。

右 下線部削除

なお、() には、報奨金算定基準日が7月17日の分（「口座振替制該当」と「5%減額措置」の合計）について内数で記入し、「() のうち口座振替制該当」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

する。

(2) 交付決定簿の作成上の留意事項

○労働保険料に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（2以上の労働保険番号が附与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び⑤（保険料納付済額）、⑥+⑭（保険料納付済額のうち減額が必要な額）、⑦-⑭（定率分算定対象保険料納付済額）、⑪、⑫、⑮欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各業ごとに小計を記入すること。

なお、「事業区分」欄の「16人以上」に該当するものにあつては、「(15人以下事業該当年度概算・確定保険料納付状況)」の対応する各欄の数又は額、あるいは合算された額を転記すること。

ロ 交付決定簿の欄については、報奨金算定基準日より「7月10日」欄又は「7月17日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入するとともに、算定方法に基づき、22（所定額によるもの）、23（調整額によるもの）のいずれかを○で囲むこと。

また、「7月17日」欄については、口座振替制利用率50%以上の場合には「口座振替制該当」欄に記入し、それ以外の場合には、「5%減額措置」欄に記入すること。

なお、() には、算定方法が22の場合であつて報奨金算定基礎に16人以上事業が含まれている場合（以下「16人以上該当」という。）に、その額を記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑮欄の算定方法が22の場合に⑭欄の額の

小計を各業ごとに記入すること。
また、(2)欄については、各業ごとに100円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑮欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数、規模・保険関係別委託事業数及び報奨金交付予定額の

小計を各業ごとに記入し、②欄の「うち16人以上該当」については、16人以上該当に係るそれぞれの小計を記入すること。

なお、() には、報奨金算定基準日が7月17日の分（「口座振替制該当」と「5%減額措置」の合計）について内数で記入し、「() のうち口座振替制該当」欄には、口座振替制該当分を記入すること。

ホ 交付決定簿の下段Ⅲには、申請書の（平成 年度概算・確定保険料納付状況）の①欄の額に「平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料（⑬及び⑭）」を増額又は減額した額（①＋⑬－⑭）の小計を各業ごとに記入すること。

右 下線部削除

ヘ 交付決定簿の最終頁の「労働保険料納付状況」欄及び「規模・保険関係別委託事業数」欄には、各業の合計のみを記入すること。

また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各業の合計を記入すること。

上記イ～ヘにおいて、労働保険料等の免除、納期限の延長、労働保険料等の納付猶予の取扱いに留意すること。

○一般拠出金に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（２以上の労働保険番号が付与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び②（一般拠出金納付済額）、④（一般拠出金納付済額のうち減額が必要な額）、②－④（算定対象保険料納付済額）、⑭欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各業ごとに小計を記入すること。

右 下線部削除

ロ 交付決定簿の欄については、報奨金算定基準日により「７月１０日」欄又は「７月１７日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入すること。

また、「７月１７日」欄については、口座振替制利用率５０％以上の場合には「口座振替制該当」欄に記入し、それ以外の場合には、「５％減額措置」欄に記入すること。

なお、青森県、茨城県、岩手県、宮城県及び福島県においては、「７月１０日」欄に記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑮欄の額を各業ごとに記入すること。

また、(2)欄については、各業ごとに１００円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑯欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数及び報奨金交付予定額の小計を各業ごとに記入すること。 右 下線部削除

なお、（ ）には、報奨金算定基準日が７月１７日の分（「口座振替制該当」と

ホ 交付決定簿の下段Ⅲには、申請書の【１５人以下事業】（平成 年度概算・確定保険料納付状況）及び【１６人以上事業】（１５人以下事業該当年度概算・確定保険料納付状況）の①欄の額に「平成 年度算定基礎調査等にかかる差額保険料（⑬及び⑭）」を増額又は減額した額（①＋⑬－⑭）の小計を各業ごとに記入すること。

ヘ 交付決定簿の最終頁の「労働保険料納付状況」欄及び「規模・保険関係別委託事業数」欄には、各業の合計のみを記入すること。

また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各業の合計を記入すること。

○一般拠出金に係る報奨金交付決定簿

イ 交付決定簿の各欄については、事務組合ごとに申請書の「基幹番号」（２以上の労働保険番号が付与されている事務組合については、基幹番号の末尾区分が最も小さい基幹番号）及び②（一般拠出金納付済額）、④（一般拠出金納付済額のうち減額が必要な額）、②－④（算定対象保険料納付済額）、⑭欄の数又は額、あるいは計算した額をそれぞれ対応する欄に転記し、各業ごとに小計を記入すること。

なお、「事業区分」欄の「１６人以上」に該当するものにあつては、「（１５人以下事業該当年度一般拠出金納付状況）」の対応する各欄の数又は額、あるいは合算された額を転記すること。

ロ 交付決定簿の欄については、報奨金算定基準日により「７月１０日」欄又は「７月１７日」欄のいずれかに報奨金交付予定額を記入すること。

また、「７月１７日」欄については、口座振替制利用率５０％以上の場合には「口座振替制該当」欄に記入し、それ以外の場合には、「５％減額措置」欄に記入すること。

ハ 交付決定簿の下段Ⅰの(1)欄については、⑮欄の額を各業ごとに記入すること。

また、(2)欄については、各業ごとに１００円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

ニ 交付決定簿の下段Ⅱには、⑯欄の算定方法別にそれぞれの事務組合数及び報奨金交付予定額の小計を各業ごとに記入し、⑰欄の「うち１６人以上該当分」については、１６人以上該当分に係るそれぞれの小計を記入すること。

上記イ～へにおいて、一般拠出金の免除、納期限の延長、一般拠出金の納付猶予の取扱いに留意すること。

[illegible]

へ 交付決定簿の最終頁の「一般拠出金納付状況」欄には、合計のみを記入すること。
また、Ⅰ、Ⅱ及びⅢには、各薬の合計を記入すること。

[illegible]

[illegible][illegible]

3 報奨金交付【予定】 労働保険事務組合報奨金交付決定額交付【決定】欄

報奨金交付【予定】欄	労働保険事務組合	報奨金交付【決定】欄
4,000 円未満		
4,000 円以上 ~ 10,000 円未満		
10,000 円 ~ 20,000 円		
20,000 円 ~ 30,000 円		
30,000 円 ~ 40,000 円		
40,000 円 ~ 50,000 円		
50,000 円 ~ 60,000 円		
60,000 円 ~ 70,000 円		
70,000 円 ~ 80,000 円		
80,000 円 ~ 90,000 円		
90,000 円以上 ~		
計		

備考 1 (1) 12月31日現在、労働保険事務組合の報告に基づき、労働保険事務組合から労働保険事務組合に報告するものとする。
2 労働保険事務組合の報告に基づき、労働保険事務組合から労働保険事務組合に報告するものとする。
3 労働保険事務組合の報告に基づき、労働保険事務組合から労働保険事務組合に報告するものとする。

(行末に労働保険事務組合)

6. 報奨金の交付決定等

- (1) イ 報奨金の交付決定については、本省から別途指示するので、それを待って行うものとする。交付決定簿については、交付の決定後、⑩欄及び下段Ⅱに、前記4のロ、ハ、ニ及びへの留意事項に準じて、報奨金交付決定額を記入すること。

ロ 本省への報奨金交付決定額等の報告

報奨金の交付を決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定報告書（様式第3号。以下「決定報告書」という。）により、別途指示する期日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。決定報告書の作成に当たっては、前記5の留意事項に準じること。

なお、決定報告書の内容が、前記5による予定報告書と同一となるときは、決定報告書による報告は省略するものとする。

- (2) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合で、前記3の(9)の指導にもかかわらず申請を取り下げないところについては、報奨金の不交付決定を行うものとする。

3 報奨金交付【予定】 労働保険事務組合報奨金交付決定額交付【決定】欄

報奨金交付【予定】欄	労働保険事務組合	報奨金交付【決定】欄
4,000 円未満		
4,000 円以上 ~ 10,000 円未満		
10,000 円 ~ 20,000 円		
20,000 円 ~ 30,000 円		
30,000 円 ~ 40,000 円		
40,000 円 ~ 50,000 円		
50,000 円 ~ 60,000 円		
60,000 円 ~ 70,000 円		
70,000 円 ~ 80,000 円		
80,000 円 ~ 90,000 円		
90,000 円以上 ~		
計		

備考 1 (1) 12月31日現在、労働保険事務組合の報告に基づき、労働保険事務組合から労働保険事務組合に報告するものとする。
2 労働保険事務組合の報告に基づき、労働保険事務組合から労働保険事務組合に報告するものとする。
3 労働保険事務組合の報告に基づき、労働保険事務組合から労働保険事務組合に報告するものとする。

(行末に労働保険事務組合)

6. 報奨金の交付決定等

- (1) イ 報奨金の交付決定については、本省から別途指示するので、それを待って行うものとする。交付決定簿については、交付の決定後、⑩欄及び下段Ⅱに、前記4のロ、ハ、ニ及びへの留意事項に準じて、報奨金交付決定額を記入すること。

ロ 本省への報奨金交付決定額等の報告

報奨金の交付を決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定報告書（様式第3号。以下「決定報告書」という。）により、別途指示する期日までに労働保険徴収課へ報告するものとする。決定報告書の作成に当たっては、前記5の留意事項に準じること。

なお、決定報告書の内容が、前記5による予定報告書と同一となるときは、決定報告書による報告は省略するものとする。

- (2) 報奨金の交付要件に該当しない事務組合で、前記3の(10)の指導にもかかわらず申請を取り下げないところについては、報奨金の不交付決定を行うものとする。

7. 事務組合に対する報奨金交付決定等の通知

- (1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」（様式第4号）により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年１１月１日（岩手県、宮城県又は福島県における事務組合に係る平成２３年度の報奨金については、平成２４年３月１日）を予定しているの
で、都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うもの
とする。

- (2) 報奨金の不交付の決定を行ったものに対しては、「労働保険事務組合報奨金交付申請の件について」(様式第5号)により通知するものとする。

[illegible]

7. 事務組合に対する報奨金交付決定等の通知

- (1) 報奨金の交付を決定した事務組合については、本省からの予算の示達をまって「報奨金交付決定通知書」（様式第4号）により当該事務組合に通知するものとする。

なお、報奨金の示達は、毎年１１月１日を予定しているので、都道府県労働局労働保険特別会計支出官は示達後速やかに報奨金の交付を行うものとする。

- (2) 報奨金の不交付の決定を行ったものに対しては、「労働保険事務組合報奨金交付申請の件について」(様式第5号)により通知するものとする。

平成24年

労務保険事務組合振込金交付決定通知書

労働保険事務組合名称 _____

ここに交付申請のあった平成 ____年度労働保険事務組合振込金について、厚生労働大臣により下記のとおり決定されたので通知する。

平成 ____年 ____月 ____日

労働局長

印

注

振込金交付決定額 $\frac{\text{円}}{\text{円}}$ $\left[\begin{array}{l} \text{"税"} \\ \text{労働保険料に係る税金等} \\ \text{労働保険料に付する雑費等} \end{array} \right] \text{円}$

(但し 納税金の支払、戻金、返金は、以下所定の手続きにて行うとする。)

支払の方針及び場所		支払窓口
1. 口座振込(通帳番)	銀行 当座金庫	支店 支店 支店
2. 現金送付(郵便番号)		郵便局

〔印字工賃別入替4割〕

労働者用

労働保険事務組合報奨金 交付決定取消通知書

労働組合報奨金 交付額修正決定

労働者用事務組合 〇

平成 年 月 日付けで通知した平成 年度労働保険事務組合報奨金の交付決定については、下記1の理由により下記2のとおり交付額の修正決定をしたので通知する。

平成 年 月 日

労働者 〇

記

1. 理由

2. 修正の交付決定した額(修正後の額) 〇円に
ついで、交付決定額が、
〇円に修正される。

(以下に署名捺印)

第5 口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、交付額及び交付手続等の取扱い

1 口座振替納付された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金に関する交付要件及び報奨金の額の算定上の取扱い

(1) 交付要件に関する取扱い

イ 徴収法第21条の2第1項の承認を受けて口座振替納付日に口座振替による納付(以下「口座振替納付」という。)がなされた第1期分等労働保険料(注1)及び当年度一般拠出金(注2)であって、口座振替納付された口座振替納付書に係る15人以下事業(以下「算定対象事業」という。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金額(口座振替納付日までに事務組合に交付されていなかったものを除く。(2)において同じ。))は、第2の交付要件の適用について、報奨金算定基準日までに納付されたものとみなす。 右 下線部削除

ロ イの取扱いに関しては、口座振替納付日において、預金口座の残高不足により一部の口座振替納付書に振替不能が生じた場合にあっては、次の①及び②のうちいずれか

労働者用

労働保険事務組合報奨金 交付決定取消通知書

労働組合報奨金 交付額修正決定

労働者用事務組合 〇

平成 年 月 日付けで通知した平成 年度労働保険事務組合報奨金の交付決定については、下記1の理由により下記2のとおり交付額の修正決定をしたので通知する。

平成 年 月 日

労働者 〇

記

1. 理由

2. 修正の交付決定した額(修正後の額) 〇円に
ついで、交付決定額が、
〇円に修正される。

(以下に署名捺印)

第5 口座振替納付を承認された事務組合に関する報奨金の交付要件、交付額及び交付手続等の取扱い

1 口座振替納付された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金に関する交付要件及び報奨金の額の算定上の取扱い

(1) 交付要件に関する取扱い

イ 徴収法第21条の2第1項の承認を受けて口座振替納付日に口座振替による納付(以下「口座振替納付」という。)がなされた第1期分等労働保険料(注1)及び当年度一般拠出金(注2)であって、口座振替納付された口座振替納付書に係る15人以下事業及び16人以上事業(以下「算定対象事業」という。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金額(口座振替納付日までに事務組合に交付されていなかったものを除く。(2)において同じ。))は、第2の交付要件の適用について、7月10日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いに関しては、口座振替納付日において、預金口座の残高不足により一部の口座振替納付書に振替不能が生じた場合にあっては、次の①及び②のうちいずれか

低い方の額の範囲内で、報奨金の交付要件及び交付額の算定上有利となるように、当該事務組合に係る口座振替納付書を選択し、当該納付書を口座振替納付されたものとして取扱うことができるものとする。

- ① 口座振替納付日までに委託事業主から交付を受けていた第1期分等労働保険料の総額
- ② 口座振替納付により納付された第1期分等労働保険料の額と振替不能が生じた口座振替納付書に係る労働保険料について口座振替納付日から1週間以内に納付された第1期分等労働保険料の額との合計額

(2) 報奨金の額の算定に関する取扱い

(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合に交付する報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付された口座振替納付書(注3)に係る算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなし、算定する。

(注1) 「第1期分等労働保険料」とは、当該年度の概算保険料のうち、延納されているものの第1期分及び前年度確定保険料不足額(前年度の確定保険料の額が同年度の概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の合計額を超える場合のその超える額をいう。)をいう。

(注2) 「当年度一般拠出金」とは、当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

(注3) (1)のロの取扱いを行った場合においては、口座振替納付されたものとしたものを含み、口座振替納付されなかったものとしたものを除く。

2 振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い

(1) 1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない場合で、振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い。

イ 口座振替納付書の振替不能が生じ、前記1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない事務組合については、当該振替不能がやむを得ず生じたものであるときは(注1)、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業(口座振替納付の対象とされた労働保険番号に係るもの)に限り、当該振替不能がやむを得ず生じたものとは認められない口座振替納付書(労働保険番号)に係る

低い方の額の範囲内で、報奨金の交付要件及び交付額の算定上有利となるように、当該事務組合に係る口座振替納付書を選択し、当該納付書を口座振替納付されたものとして取扱うことができるものとする。

- ① 口座振替納付日までに委託事業主から交付を受けていた第1期分等労働保険料の総額
- ② 口座振替納付により納付された第1期分等労働保険料の額と振替不能が生じた口座振替納付書に係る労働保険料について口座振替納付日から1週間以内に納付された第1期分等労働保険料の額との合計額

(2) 報奨金の額の算定に関する取扱い

(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合に交付する報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付された口座振替納付書(注3)に係る算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を7月10日までに納付されたものとみなし、算定する。

(注1) 「第1期分等労働保険料」とは、7月10日を法定納期限とする当該年度の概算保険料及び前年度確定保険料不足額(前年度の確定保険料の額が同年度の概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の合計額を超える場合のその超える額をいう。)をいう。

(注2) 「当年度一般拠出金」とは、7月10日を法定納期限とする当該年度の一般拠出金をいう。すなわち、前年度の賃金総額を基礎として算定した一般拠出金をいう。

(注3) (1)のロの取扱いを行った場合においては、口座振替納付されたものとしたものを含み、口座振替納付されなかったものとしたものを除く。

2 振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い

(1) 1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない場合で、振替不能がやむを得ず生じたものであるときの取扱い。

イ 口座振替納付書の振替不能が生じ、前記1の(1)の取扱いによっても交付要件に該当しない事務組合については、当該振替不能がやむを得ず生じたものであるときは(注1)、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業(口座振替納付の対象とされた労働保険番号に係るもの)に限り、当該振替不能がやむを得ず生じたものとは認められない口座振替納付書(労働保険番号)に係る

ものは除く。ロにおいて同じ。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件の適用について、報奨金算定基準日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いによって交付要件に該当することとなる場合の報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして算定した額から、その100分の5を減じた額の範囲内とする。

(2) 振替不能が天災地変等の不可抗力による手続上の理由のみから生じたものである場合の報奨金の額

1の(1)又は(1)のイの取扱いにより交付要件に該当する事務組合であって、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替納付に関し振替不能を生じ、当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに委託事業主から手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた(注3)ものについては、報奨金の額は、1の(2)又は(1)のロにかかわらず、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業(口座振替納付の対象となった労働保険番号に係るものに限る。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を報奨金算定基準日までに納付されたものとみなして、算定する。

(注1) 「当該振替不能がやむを得ず生じたものであるとき」とは、次の場合をいう。

① 当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る全ての委託事業主から事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の全額の交付を受け、これを同日までに口座振替に係る預金口座に預入していたにもかかわらず、当該振替不能が生じたものであるとき。

② 事務組合が口座振替納付日までに、納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る委託事業主に2度以上にわたり請求していたにもかかわらず、少なくとも1委託事業主に次に掲げる事情があり、そのため同日までにその全額の交付を受け

ものは除く。ロにおいて同じ。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件の適用について、7月10日までに納付されたものとみなす。

ロ イの取扱いによって交付要件に該当することとなる場合の報奨金の額は、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を7月10日までに納付されたものとみなして算定した額から、その100分の5を減じた額の範囲内とする。

(2) 振替不能が天災地変等の不可抗力による手続上の理由のみから生じたものである場合の報奨金の額

1の(1)又は(1)のイの取扱いにより交付要件に該当する事務組合であって、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替納付に関し振替不能を生じ、当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに委託事業主から手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた(注3)ものについては、報奨金の額は、1の(2)又は(1)のロにかかわらず、第3の報奨金の額の適用について、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付(注2)された算定対象事業(口座振替納付の対象となった労働保険番号に係るものに限る。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を7月10日までに納付されたものとみなして、算定する。

(注1) 「当該振替不能がやむを得ず生じたものであるとき」とは、次の場合をいう。

① 当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る全ての委託事業主から事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の全額の交付を受け、これを同日までに口座振替に係る預金口座に預入していたにもかかわらず、当該振替不能が生じたものであるとき。

② 事務組合が口座振替納付日までに、納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を当該振替不能が生じた口座振替納付書に係る委託事業主に2度以上にわたり請求していたにもかかわらず、少なくとも1委託事業主に次に掲げる事情があり、そのため同日までにその全額の交付を受け

られなかったことに伴い、当該振替不能が生じたものであるとき。

- (a) 天災地変等の不可抗力により委託事業主が手続上同日までに事務組合にその交付をできなかったこと
- (b) 委託事業主が天災、火災、交通事故、盗難等により財産上の損害を受けたこと
- (c) 委託個人事業主又はその扶養者が疾病にかかり又は負傷を受けたこと
- (d) 委託事業主が業績の悪化等によりその事業を廃止し又は休止したこと
- (e) 委託事業主に係る債務者側に生じた事由により債権の回収が困難又は不能におちいったこと
- (f) 委託事業主がその事業につきその回復に相当の期間を要する損失をうけたこと
- (g) その他委託事業主に労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を困難ならしめる事業経営上の不測の障害が生じたこと

(注2) この「納付」には、口座振替納付が含まれる(ロ及び(2)において同じ。)

(注3) 「当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた」とは、口座振替納付日まで継続して天災地変等の不可抗力があり、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金を交付しようとする委託事業主から通常の交付手段をもってしては同日までにその交付を受けられなかったことのみに伴い当該振替不能が生じることとなったことをいい、その交付を受けられなかった分は天災地変等の不可抗力がやんだ日から2日以内に事務組合に交付された場合に限る。

3 口座振替納付手続上の理由で口座振替納付がなされなかった事務組合に関する取扱い

徴収法第21条の2第1項の承認を受けた事務組合について、口座振替納付書の金融機関への未着、口座振替納付書の紛失その他歳入徴収官、金融機関又はこれらの間に生じた口座振替納付に関する手続上の理由により第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替による納付がなされなかった場合は、口座振替納付日以後の日で所轄歳入徴収官が指定した日までに通常の納付方法により納付された算定対象事業(口座振替納付の対象とされていた労働保険番号に係るものに限る。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件及び第3の報奨金の額の適用について、報奨金算定基準日までに納付されたものとみなす。

られなかったことに伴い、当該振替不能が生じたものであるとき。

- (a) 天災地変等の不可抗力により委託事業主が手続上同日までに事務組合にその交付をできなかったこと
- (b) 委託事業主が天災、火災、交通事故、盗難等により財産上の損害を受けたこと
- (c) 委託個人事業主又はその扶養者が疾病にかかり又は負傷を受けたこと
- (d) 委託事業主が業績の悪化等によりその事業を廃止し又は休止したこと
- (e) 委託事業主に係る債務者側に生じた事由により債権の回収が困難又は不能におちいったこと
- (f) 委託事業主がその事業につきその回復に相当の期間を要する損失をうけたこと
- (g) その他委託事業主に労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を困難ならしめる事業経営上の不測の障害が生じたこと

(注2) この「納付」には、口座振替納付が含まれる(ロ及び(2)において同じ。)

(注3) 「当該振替不能が天災地変等の不可抗力により口座振替納付日までに手続上交付を受けられなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金があったことのみに伴い生じた」とは、口座振替納付日まで継続して天災地変等の不可抗力があり、第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金を交付しようとする委託事業主から通常の交付手段をもってしては同日までにその交付を受けられなかったことのみに伴い当該振替不能が生じることとなったことをいい、その交付を受けられなかった分は天災地変等の不可抗力がやんだ日から2日以内に事務組合に交付された場合に限る。

3 口座振替納付手続上の理由で口座振替納付がなされなかった事務組合に関する取扱い

徴収法第21条の2第1項の承認を受けた事務組合について、口座振替納付書の金融機関への未着、口座振替納付書の紛失その他歳入徴収官、金融機関又はこれらの間に生じた口座振替納付に関する手続上の理由により第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の口座振替による納付がなされなかった場合は、口座振替納付日以後の日で所轄歳入徴収官が指定した日までに通常の納付方法により納付された算定対象事業(口座振替納付の対象とされていた労働保険番号に係るものに限る。)の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金は、第2の交付要件及び第3の報奨金の額の適用について、7月10日までに納付されたものとみなす。

4 交付事務手続

第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金について口座振替納付を承認された事務組合に対する報奨金の交付事務手続は、第4の交付事務手続に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 申請書内訳の提出

第4の1の申請書の提出に関しては、報奨金の交付を受けようとする事務組合で口座振替納付の対象とされた第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の納付について振替不能が生じたものは、申請書に加えて、その内訳（1の(1)により交付要件に該当する場合（2の(2)の取扱いがなされる場合を除く。）にあつては、様式第1号の2とし、2により交付要件に該当する場合（1の(1)により交付要件に該当する場合で2の(2)の取扱いがなされるときを含む。）にあつては、様式第1号の3とする。）を提出するものとする。

(2) 申請書内訳等の作成についての指導

イ 第4の2の(1)及び(2)の指導に関しては、申請書の算定対象事業に係る「（平成年度概算・確定保険料納付状況）」については、それぞれの取扱いに応じ、1の(1)、2の(1)のイ若しくは(2)又は3により報奨金算定基準日までに納付されたものとみなされるものを含めて記入させること。

ロ 1の(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合（様式第1号の2を提出するもの）については、口座振替納付日までに事務組合が交付を受けなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表（未交付の算定対象事業名（労働保険番号を付記）及びその未交付の前年度確定保険料不足額を示す一覧表）を申請書に添付させること。

ハ 前記2の取扱いにより交付要件に該当する事務組合（様式第1号の3を提出するもの）については、①振替不能の原因となった労働保険料及び当年度一般拠出金の委託事業主からの未交付に関し、事務組合が口座振替納付日までに委託事業主に2度以上にわたり請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられないこととなった事情を証する書面及び②口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付されていない算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金の一覧表（未納付の算定対象事業名（労働保険番号を付記）及びその未納付の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を示す一覧表）を申請書に添付させること。

4 交付事務手続

第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金について口座振替納付を承認された事務組合に対する報奨金の交付事務手続は、第4の交付事務手続に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 申請書内訳の提出

第4の1の申請書の提出に関しては、報奨金の交付を受けようとする事務組合で口座振替納付の対象とされた第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の納付について振替不能が生じたものは、申請書に加えて、その内訳（1の(1)により交付要件に該当する場合（2の(2)の取扱いがなされる場合を除く。）にあつては、様式第1号の2とし、2により交付要件に該当する場合（1の(1)により交付要件に該当する場合で2の(2)の取扱いがなされるときを含む。）にあつては、様式第1号の3とする。）を提出するものとする。

(2) 申請書内訳等の作成についての指導

イ 第4の2の(1)及び(2)の指導に関しては、申請書の算定対象事業に係る「（平成年度概算・確定保険料納付状況）」については、それぞれの取扱いに応じ、1の(1)、2の(1)のイ若しくは(2)又は3により7月10日までに納付されたものとみなされるものを含めて記入させること。

ロ 1の(1)の取扱いにより交付要件に該当する事務組合（様式第1号の2を提出するもの）については、口座振替納付日までに事務組合が交付を受けなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表（未交付の算定対象事業名（労働保険番号を付記）及びその未交付の前年度確定保険料不足額を示す一覧表）を申請書に添付させること。

ハ 前記2の取扱いにより交付要件に該当する事務組合（様式第1号の3を提出するもの）については、①振替不能の原因となった労働保険料及び当年度一般拠出金の委託事業主からの未交付に関し、事務組合が口座振替納付日までに委託事業主に2度以上にわたり請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられないこととなった事情を証する書面及び②口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付されていない算定対象事業の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金の一覧表（未納付の算定対象事業名（労働保険番号を付記）及びその未納付の前年度確定保険料不足額及び当年度一般拠出金を示す一覧表）を申請書に添付させること。

なお、①の書面は、2の(2)の取扱いをする場合を除き、口座振替納付書の振替不能の原因となった委託事業主からの未交付に関し少なくとも1件について添付させれば足りるが、多数の委託事業主に未交付が生じた事務組合については、未交付となった当該口座振替納付書に係る全ての委託事業主に関し、その事情を書面で報告されること等により、以後の口座振替納付の円滑な実施がなされるよう指導すること。

おって、2の(2)の取扱いをすることとなる場合は、全ての未交付に関し、その事情を証する①の書面を添付させること。

(3) 申請書内訳の審査等

様式第1号の2又は様式第1号の3を加えた申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、審査するものとする。

イ (様式第1号の2)

- (イ) ②欄及び⑦欄及び⑩欄は、申告書及び口座振替納付書発行リストと照合すること。
- (ロ) ②欄及び⑦欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合し、③欄、④欄、⑤欄及び⑥欄は、領収済通知書により照合すること。なお、②欄に記入した額に滞納事業場報告書等により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正すること。
- (ハ) ④欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のロにより申請書に添付された未交付額の一覧表等により照合すること。
- (ニ) ⑤欄に関しては、オの額の範囲内で、1の(1)のロの取扱いがなされているものであるか等を確認し、所要の是正が必要なものについては指導すること。
- (ホ) ⑤欄の同一の基幹番号の合計額は、申請書の「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

右 下線部削除

ロ (様式第1号の3)

- (イ) ②欄、⑦欄、③欄、④欄、⑤欄、⑥欄、⑦欄及び⑩欄は、申告書、口座振替納付書発行リスト、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合すること。なお、②欄に記入した額に滞納事業場報告書により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正させること。

なお、①の書面は、2の(2)の取扱いをする場合を除き、口座振替納付書の振替不能の原因となった委託事業主からの未交付に関し少なくとも1件について添付させれば足りるが、多数の委託事業主に未交付が生じた事務組合については、未交付となった当該口座振替納付書に係る全ての委託事業主に関し、その事情を書面で報告されること等により、以後の口座振替納付の円滑な実施がなされるよう指導すること。

おって、2の(2)の取扱いをすることとなる場合は、全ての未交付に関し、その事情を証する①の書面を添付させること。

(3) 申請書内訳の審査等

様式第1号の2又は様式第1号の3を加えた申請書が提出された場合には、次の事項に留意の上、審査するものとする。

イ (様式第1号の2)

- (イ) ②欄及び⑦欄及び⑩欄は、申告書及び口座振替納付書発行リストと照合すること。
- (ロ) ②欄及び⑦欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合し、③欄、④欄、⑤欄及び⑥欄は、領収済通知書により照合すること。なお、②欄に記入した額に滞納事業場報告書等により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正すること。
- (ハ) ④欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のロにより申請書に添付された未交付額の一覧表等により照合すること。
- (ニ) ⑤欄に関しては、ナの額の範囲内で、1の(1)のロの取扱いがなされているものであるか等を確認し、所要の是正が必要なものについては指導すること。
- (ホ) ⑤欄の同一の基幹番号の合計額は、申請書の【15人以下事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」及び【16人以上事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

ロ (様式第1号の3)

- (イ) ②欄、⑦欄、③欄、④欄、⑤欄、⑥欄、⑦欄及び⑩欄は、申告書、口座振替納付書発行リスト、領収済通知書、滞納事業場報告書等により照合すること。なお、②欄に記入した額に滞納事業場報告書により口座振替納付日までに交付されていなかった額が含まれていると認められるときは、これを除くよう是正させること。

(ロ) ⑩欄に○印を付されたもので、⑩欄の額が⑨欄の額と一致しないものについては、(2)のハにより申請書に添付された書面等により、振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主のうち前記2(注1)の②に掲げるような事情があり、事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられなかったことに伴い、振替不能がやむを得ず生じることとなったものであることを確認すること。

ただし、前記2の取扱いをする場合については、その交付を受けられなかった原因となった天災地変等の不可抗力が口座振替納付日までに継続してあったこと及びこれにより委託事業主が通常の交付手段をもってしては、同日までに交付できなかったこと等を口座振替納付日までに事務組合に交付されなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金のすべてについて具体的に確認するとともに、それ以外の第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金は口座振替納付日から起算して7日を経過した日までにすべて納付されていることを確認すること。

(ハ) この場合の振替不能がやむを得ず生じたものであるかどうかの判断に当たっては、事務組合が当該振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主に口座振替納付日までに納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を2回以上請求した事実があり、その請求等に当たって事務組合が当該委託事業主に前記2の(注1)の②に掲げるような事情のあることを確認しておれば、この事情の有無等の確認は要しないものとする(ただし、前記2の(2)の取扱いをする場合を除く。))。

(ニ) ⑪欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のハにより添付された未納付額一覧表等により照合すること。

(ホ) ⑮欄の同一の基幹番号の合計は、申請書の「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

右 下線部削除

(ヘ) 審査の結果、交付要件に該当する事務組合であって、2の(1)のイにより交付要件に該当するもの(前記2の(1)の取扱いをするものを除く。)については、2の(1)のロの5%減額措置による額を、申請書の「※5%減額措置による額」に記し、交付決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定簿の当該事務組合該当部分の「交付決定額」欄に「5%減額措置」と付記すること。

(ロ) ⑩欄に○印を付されたもので、⑩欄の額が⑨欄の額と一致しないものについては、(2)のハにより申請書に添付された書面等により、振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主のうち前記2(注1)の②に掲げるような事情があり、事務組合が口座振替納付日までに第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を受けられなかったことに伴い、振替不能がやむを得ず生じることとなったものであることを確認すること。

ただし、前記2の取扱いをする場合については、その交付を受けられなかった原因となった天災地変等の不可抗力が口座振替納付日までに継続してあったこと及びこれにより委託事業主が通常の交付手段をもってしては、同日までに交付できなかったこと等を口座振替納付日までに事務組合に交付されなかった第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金のすべてについて具体的に確認するとともに、それ以外の第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金は口座振替納付日から起算して7日を経過した日までにすべて納付されていることを確認すること。

(ハ) この場合の振替不能がやむを得ず生じたものであるかどうかの判断に当たっては、事務組合が当該振替不能の生じた口座振替納付書に係る委託事業主に口座振替納付日までに納付すべき第1期分等労働保険料及び当年度一般拠出金の交付を2回以上請求した事実があり、その請求等に当たって事務組合が当該委託事業主に前記2の(注1)の②に掲げるような事情のあることを確認しておれば、この事情の有無等の確認は要しないものとする(ただし、前記2の(2)の取扱いをする場合を除く。))。

(ニ) ⑪欄は、申告書内訳、領収済通知書、滞納事業場報告書、(2)のハにより添付された未納付額一覧表等により照合すること。

(ホ) ⑮欄の同一の基幹番号の合計は、申請書の【15人以下事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」及び【16人以上事業】「(平成 年度概算・確定保険料納付状況)」の同一の基幹番号についてのそれぞれ⑤欄の合計額と一致するよう照合すること。

(ヘ) 審査の結果、交付要件に該当する事務組合であって、2の(1)のイにより交付要件に該当するもの(前記2の(1)の取扱いをするものを除く。)については、2の(1)のロの5%減額措置による額を、申請書の「※5%減額措置による額」に記し、交付決定したときは、労働保険事務組合報奨金交付決定簿の当該事務組合該当部分の「交付決定額」欄に「5%減額措置」と付記すること。

開発費に係る「区分経理」について

(例10)

1. 開発費に係る区分経理の範囲
開発費に係る区分経理とは、「支出において、別に支出事項を区分するだけでなく、区分された支出内費は、算出費業者が定める支出内費に合致するものである」という。
2. 算出費業者の定める支出内費とは、「算出組合の運営、特に、労働組合の法制課の向上に資すると認められる支出とする、具体的支出内費」として、①労働組合労働者組合における食費、②労働組合事務所の家賃料、③労働組合事務所の賃料に係る電気、④その他の労働組合の運営に係る経費」とする。
- なお、当該支出内費については、必要に応じて見直しを行うこととする。

3. 労務費における「区分経理」の運営

24年度から開発費の労務費は区分経理の対象となるが、労務費は、労務費の支出内費は、区分経理の対象となっていない。又は、労務費の支出内費を算出費業者については、算出費業者が定める支出内費に合致するものとする。

4. 支出内費の算出方法

労務費の算出方法は「労務費（労務費）により算出の上、労務費を算出する。具体的支出内費の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 2. の①～④について、原則、以下の内容を算出すること。
なお、適用に際し、それぞれの算出の算しを算出するもの、あるいは算出の算しを算出すること。
これらの算出に際し、算出に際した場合には、必ず算出を算出すること。
- ①労働組合労働者組合の賃金
②労働組合労働者組合の賃金
③労働組合労働者組合の賃金
④労働組合労働者組合の賃金
⑤労働組合労働者組合の賃金
⑥労働組合労働者組合の賃金
⑦労働組合労働者組合の賃金
⑧労働組合労働者組合の賃金
⑨労働組合労働者組合の賃金
⑩労働組合労働者組合の賃金
⑪労働組合労働者組合の賃金
⑫労働組合労働者組合の賃金
⑬労働組合労働者組合の賃金
⑭労働組合労働者組合の賃金
⑮労働組合労働者組合の賃金
⑯労働組合労働者組合の賃金
⑰労働組合労働者組合の賃金
⑱労働組合労働者組合の賃金
⑲労働組合労働者組合の賃金
⑳労働組合労働者組合の賃金
㉑労働組合労働者組合の賃金
㉒労働組合労働者組合の賃金
㉓労働組合労働者組合の賃金
㉔労働組合労働者組合の賃金
㉕労働組合労働者組合の賃金
㉖労働組合労働者組合の賃金
㉗労働組合労働者組合の賃金
㉘労働組合労働者組合の賃金
㉙労働組合労働者組合の賃金
㉚労働組合労働者組合の賃金
㉛労働組合労働者組合の賃金
㉜労働組合労働者組合の賃金
㉝労働組合労働者組合の賃金
㉞労働組合労働者組合の賃金
㉟労働組合労働者組合の賃金
㊱労働組合労働者組合の賃金
㊲労働組合労働者組合の賃金
㊳労働組合労働者組合の賃金
㊴労働組合労働者組合の賃金
㊵労働組合労働者組合の賃金
㊶労働組合労働者組合の賃金
㊷労働組合労働者組合の賃金
㊸労働組合労働者組合の賃金
㊹労働組合労働者組合の賃金
㊺労働組合労働者組合の賃金
㊻労働組合労働者組合の賃金
㊼労働組合労働者組合の賃金
㊽労働組合労働者組合の賃金
㊾労働組合労働者組合の賃金
㊿労働組合労働者組合の賃金

(例10)

- (2) (1) において労務費の算出によることとした場合には、算出費業者に対しては、算出費業者が定める区分経理の範囲を算出することとする。

（※ 別紙）

外務省海外労働者情報調査文件に添える申請書

労働者名 氏 姓 _____ 年 月 日 _____

氏 名	姓
姓 名	所 在 地
代 理 者 氏 名	印

労働者情報提供労働者の同意の付与書に添え、海外派遣に供する労働者の同意書（※1）の提出に代わり、本調査書の提出による同意書として提出の効力を有するものとします。

本調査書は労働者本人（労働者の同意書に署名した労働者）が提出することになります。1から4.の項目に関する事項に「○」を付してください。なお、4.に該当する場合は、具体的な文字を横線で記入してください。（質問に答える場合は、全てに「○」を付してください。）

1. 労働者の同意書の提出（労働者の同意、同意書、同意書）

2. 労働者の同意書の提出（労働者の同意、同意書、同意書）

3. 労働者の同意書の提出（労働者の同意、同意書、同意書）

4. その他、労働者の同意に必要となる事項（具体的な文字を横線で記入してください）

※ 労働者の同意書は、本調査書の提出と同時に提出してください。

☐ 労働者の同意書は、本調査書の提出と同時に提出してください。

☐ 4. に付いて、その同意書の提出は、本調査書の提出と同時に提出してください。

提出の時期

提出の時期	年 月 日
-------	-------

